

秋田県総合評価落札方式
(建設工事)

運用の手引き

令和4年7月

秋 田 県

- 平成 21年 7月 7日 制定
- 平成 21年 7月 14日 一部訂正
- 平成 21年 7月 27日 一部訂正
- 平成 21年 9月 1日 一部改正
- 平成 21年 10月 1日 一部改正
- 平成 22年 1月 29日 一部改正
- 平成 22年 10月 1日 一部改正
- 平成 23年 4月 1日 一部改正
- 平成 23年 5月 1日 一部改正
- 平成 23年 8月 1日 一部改正
- 平成 24年 4月 1日 一部改正
- 平成 24年 12月 3日 一部改正
- 平成 26年 4月 1日 一部改正
- 平成 27年 4月 1日 一部改正
- 平成 28年 4月 1日 一部改正
- 平成 29年 4月 1日 一部改正
- 平成 29年 11月 1日 一部改正
- 平成 30年 4月 1日 一部改正
- 令和 2年 4月 1日 一部改正
- 令和 3年 7月 1日 一部改正
- 令和 4年 7月 1日 一部改正

目 次

秋田県総合評価落札方式の試行について	1
適用時期及び対象工事・総合評価の評価方式	
低入札格調査制度との関係	2
評価方法	
価格評価点の配点・算定方法	
技術評価点の配点・算定方法及び評価基準・基準配点	3
技術提案等の履行の確保	4
総合評価落札方式における技術者について	5
管内及びブロックエリアについて	6
記載内容に関する留意事項	
専任補助者について	
履行状況の確認及び履行率の算定について	8
総合評価の実施手順について	14
評価に関する運用事項等	16
I 企業の評価	
1. 企業の同種工事の施工実績	17
2. 企業の同格付工種における工事成績評定点	19
3. 企業の優良工事表彰	21
4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組	22
5-1. 主たる営業所の所在	26
5-2. 主たる営業所の所在	27
5-3. 主たる営業所の所在	28
6. 災害時の配備体制及び訓練実績	29
7-1. 企業の雇用に関する実績	30
7-2. 企業の雇用に関する姿勢	31
8. モデル工事等への取組	33
9. 企業の労働環境に関する姿勢	35
10. 企業の賃金水準向上に向けた取組	36
11. 主要材料の製造・施工の管理体制	38
12. 船舶の所有状況	40
13. 輸送機械の所有状況	41
14. 建物解体機械の所有状況	42
15. 公共土木施設の維持管理業務の実績	43
16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	44
II 技術者等の評価	
17. 若手又は女性技術者の育成	45
18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績	47
19. 配置予定技術者の工事成績評定点	49
20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組	50
21. 配置予定技術者の保有資格	52
22. 登録基幹技能者等の配置	54
秋田県総合評価落札方式運用の手引き（別記様式）一覧	58

秋田県総合評価落札方式の試行について

適用時期及び対象工事

上記改正の適用時期及び総合評価落札方式の対象工事については、次のとおりです。

● 適用時期

令和4年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

● 対象工事

特に小規模な工事や緊急を要する工事を除き、原則として請負対応額が4千万円以上の工事のうち、企業及び技術者の技術力等を求める工事を中心に適用します。

総合評価の評価方式

評価方式は、工事特性（規模、技術的難易度、施工上の課題）及び社会的要請等に応じて、次のいずれかの方式を選択します。

● 簡易型

技術的工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要なことから、企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献度等により評価を行う方式です。

● 施工計画型

施工上の課題や品質の確認方法等について、より高い効果を実現するため、工程管理、品質管理及び安全対策等に関する「簡易な施工計画」を求めて評価を行う方式です。

● 技術提案型

技術的工夫の大きい工事において、工事目的物の品質・性能の確保及び現場における課題解決を図るため、強度・耐久性の確保、環境への配慮、ライフサイクルコストの縮減等に関する「技術提案」を求めて評価を行う方式です。

低入札価格調査制度との関係

総合評価を適用する場合は評価方式を問わず、すべて「低入札価格調査制度」を適用します。

また、「技術提案型」を適用する場合は、技術提案に伴う創意工夫を損なわないようする観点から失格判断基準を適用しません。

評価方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、獲得した「総合評価点」の最も高い者が落札候補者です。

● 総合評価の評価方法

総合評価は入札に基づく「価格評価点」と価格以外の要素（実績等評価項目及び技術提案等評価項目に基づく技術評価点。以下、「技術評価点」という）を合計した「総合評価点」により総合的に判断します。

$$\text{総合評価点 (P)} = \text{価格評価点 (C)} + \text{技術評価点 (D)}$$

※各評価点は、小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止めで評価します。

価格評価点の配点

● 価格評価点の配点

価格評価点の配点（A）は、「100－技術評価点の配点（B）」です。

価格評価点の算定方法

● 価格評価点の算定方法

価格評価点（C）は、入札価格が「調査基準価格」未満の場合には係数（0.5）を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行うものとします。

※価格評価点（C）の算出で用いる「入札価格」、「予定価格」、「調査基準価格」は、全て税抜き価格。

(1) 入札価格 \geq 調査基準価格 の場合

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

※入札価格が入札比較価格を超えた場合は、総合評価点と価格評価点を算出しません。

(2) 入札価格 < 調査基準価格 の場合

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left(1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} + 0.5 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

技術評価点の配点

● 技術評価点の配点 (B)

技術評価点の配点 (B) は、次の式により設定します。

簡易型 : $B = B_1$

施工計画型 : $B = B_1 + B_2$

技術提案型 : $B = B_1 + \ast B_2 + B_3$ $\ast B_2$ は必要に応じて設定します。

実績等評価項目の配点 (B₁)

請負対応額	配点
1億円未満	20点
1億円以上 2億円未満	15点
2億円以上	10点

簡易な施工計画の配点 (B₂)

設定項目数	配点
1項目	5点
2項目	10点

技術提案の配点 (B₃)

設定項目数	配点
1テーマ	10点

※請負対応額は目安。

技術評価点の算定方法及び評価基準・基準配点

● 技術評価点の算定方法

技術評価点は、次の式により算定します。「実績等評価項目」は圧縮補正を行いますが、「簡易な施工計画」及び「技術提案」については、圧縮補正を行いません。

技術評価点 (D) = 技術評価点 (D₁) + 技術評価点 (D₂, D₃)

$$\text{技術評価点}(D_1) = \text{実績等評価分に係る加算点} \times \frac{\text{実績等評価分に係る配点}(B_1)}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$$

技術評価点(D₂)=簡易な施工計画に係る加算点

技術評価点(D₃)=技術提案に係る加算点

● 技術評価点の評価基準・基準配点

(1) 実績等評価項目

評価基準・基準配点は、評価に関する運用事項等P.16～のとおりです。

なお、評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、確認申請書等の様式第3号に記載がない者は評価しないこととします（「17. 若手又は女性技術者の育成」において、「現場代理人への配置」を評価する場合を除く）。

(2) 簡易な施工計画及び技術提案

評価基準・基準配点は、次のとおりです。

評価の視点	評価項目	評価基準	基準配点
簡易な施工計画	□工程管理に関する技術的所見	現場条件から工事実施にあたって特段の配慮が必要と考えられる場合（1～2項目を選択）	1項目 5点
	□環境配慮に関する技術的所見		
	□品質確保に関する技術的所見		
	□安全対策に関する技術的所見		
技術提案	□総合コストの縮減	工事特性や現場条件を考慮し、技術提案により課題解決を求める場合（1項目を選択）	1項目 10点
	□工事目的物の性能・機能の向上		
	□社会的要請への対応		

※工事規模、工種等を勘案し、事業課との協議により配分変更も可能

技術提案等の履行の確保

総合評価において、当該評価項目を履行することを申請して落札した場合には、企業はその申請内容について履行義務を負うことになります。

● 技術提案等評価項目に関する履行義務

「簡易な施工計画」及び「技術提案」の場合に、提案内容が評価の加点対象とならない場合でも、法令や共通仕様書等に違反しない限りは、その提案内容はすべて契約事項となることに注意して下さい。

● 履行義務の確保

評価項目については、入札公告文、契約図書に明記するほか、請負者は契約後に提出する施工計画書等に具体的な履行内容を記載する必要があります。

また、履行状況を検証することは、「公正な競争の執行」と「契約内容の効用の確保」のため重要であることから、工事の監督及び検査に当たっては申請した履行内容が確保されているかの確認が重要となります。

- 提案内容とその履行状況及び効果

● ペナルティ等

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、再度履行しなければなりません。ただし、履行義務項目の内容を満たす再度の履行が困難又は合理的でないと認められる場合、必要に応じて以下の措置を行うこととなります。

(別記様式 6－1)

- 工事成績評定点の減点
- 契約金額の減額
- 損害賠償の請求
- 指名差し控え、指名停止

● 工事成績評定点の減点

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、工事成績評定点は、その履行率に応じて次のとおり減点します。

評価項目	履行率	工事成績評定点の減点
技術提案等 (簡易な施工計画及び技術提案)	<ul style="list-style-type: none">・履行率が50未満・履行率が50%以上70%未満・履行率が70%以上80%未満・履行率が80%以上100%未満	<ul style="list-style-type: none">－10点－8点－5点－3点
4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組	<ul style="list-style-type: none">・履行義務を果たしていると判断されない場合	<ul style="list-style-type: none">－5点
11. 主要材料の製造・施工の管理体制	<ul style="list-style-type: none">・履行率が50%未満・履行率が50%以上70%未満・履行率が70%以上100%未満	<ul style="list-style-type: none">－5点－3点－1点
22. 登録基幹技能者等の配置	<ul style="list-style-type: none">・履行義務を果たしていると判断されない場合	<ul style="list-style-type: none">－5点
配置技術者に変更が生じ落札時の能力評価点の履行が出来なくなった時(やむを得ない事情の場合を除く)	<ul style="list-style-type: none">・履行状況に関わらず	<ul style="list-style-type: none">－5点

総合評価落札方式における技術者について

● 監理技術者等の途中交代（建設業法上の取扱い）

監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）の施工途中での交代は原則として認められません。これが認められるのは、次に掲げる場合です。

- ①監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合
- ②受注者の責によらない理由により長期の工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ③橋梁、ゲート、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ④ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ⑤当該工事が余裕期間設定工事の場合において、技術者が当該工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合

上記の場合により監理技術者等を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有すること等を条件とします。（平成16年3月31日付建管－3097「監理技術者等の工事現場における専任配置等について（通知）」の「6.2）上記により途中交代を認める際の対応」による）

なお、監理技術者等の途中交代がなされた場合の施工経験は、当該工事に従事した期間の最も長い技術者のみ認めるものとします。

● 配置技術者の途中交代（総合評価における取扱い）

総合評価で配置する監理技術者等、若手又は女性技術者（以下、「若手技術者等」という）及び専任補助者については、建設業法上による取扱いと同様、原則として途中交代できません（若手技術者等を現場代理人に配置した場合も同様とします）。これが認められるのは、手引きP.5①～⑤の場合です。

手引きP.5①～⑤の場合により配置技術者を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有することに加え、後任技術者の総合評価による配置技術者の能力評価点（合計点）が、落札時「別記様式1-2」で算定した前任技術者の評価と比較し、同等以上であることを条件とします。ただし、やむを得ず同等以上となる技術者を配置できない場合は、受注者はその旨を発注者に対して証明しなければなりません（企業内の技術者毎の「別記様式1-2」による能力評価点や証明書類等による）。これにより配置技術者の途中交代が認められた場合は、工事成績評定点の減点は行いません。

● 配置技術者の総合評価における施工実績

配置技術者の途中交代がなされた場合の監理技術者等及び専任補助者としての過去の実績は、当該工事で従事期間が最も長い技術者のみ評価します（途中交代がなされた技術者が複数いる場合は従事期間が短いものは評価しません）。

● 監理技術者補佐（総合評価における取り扱い）

総合評価落札方式において、「監理技術者補佐」は、「監理技術者」と同様に取扱うものとします。

● 低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績

低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績については評価しないこととします。

管内及びブロックエリアについて

各評価項目において規定する管内及びブロックエリアとは以下のとおりとします。

県北ブロック：鹿角管内（鹿角市、小坂町）

北秋田管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村）

山本管内（能代市、藤里町、三種町、八峰町）

県央ブロック：秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）

由利管内（由利本荘市、にかほ市）

県南ブロック：仙北管内（大仙市、仙北市、美郷町）

平鹿管内（横手市）

雄勝管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

記載内容に関する留意事項

「別記様式1－1」において作成した自己評価点が、技術評価点の上限値となります。

入札公告文や本手引き等より、評価項目並びに評価基準を十分確認のうえ、遗漏のないよう留意して提出書類等を作成してください。

簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません（申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと）。

審査の結果、「別記様式1－1」の提出がなかった場合は、他の様式が提出されていても、全ての評価内容の評価点を各基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

審査の結果、「別記様式1－1」に記載した点数に關係する総合評価様式（添付資料を含む）の提出がないもの、又は各様式に必要な記載がない項目については、評価点を当該項目の基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

秋田県総合評価落札方式における専任補助者について

- ・若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができます。
- ・専任補助者は、当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理技術者）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係わる者とします（施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として記載し関与する）。
- ・若手技術者等は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めません。
- ・共同企業体が、若手技術者等と専任補助者を配置するときは、同一の構成員から配置するものとします。
- ・専任補助者を配置した場合は、工事実績情報システム（C O R I N S）登録の際に、若手技術者等を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「秋田県総合評価落札方式専任補助者〇〇■■（氏名）」を入力し登録してください。
- ・専任補助者を配置した場合は、技術者の専任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にしてください。
- ・若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を

総合評価の評価対象者（配置予定技術者）として評価します。

【評価対象項目】

- 18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績
- 19. 配置予定技術者の工事成績評定点
- 20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組
- 21. 配置予定技術者の保有資格

- 履行状況の確認及び履行率の算定について
履行状況の確認及び履行率の算定は、次の様式で行います。

秋田県総合評価落札方式

履 行 確 認 様 式

【実績等評価項目】

4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組
11. 主要材料の製造・施工の管理体制(コンクリートプラント)
11. 主要材料の製造・施工の管理体制(アスファルトプラント)
22. 登録基幹技能者等の配置

【技術提案等評価項目】

技術提案及び簡易な施工計画

建設部技術管理課

総合評価落札方式における履行状況の確認

【実績等評価項目】 4. 企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)への取組

判定基準 当該工事において、企業の建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を申告している企業が、工事完成前までに以下の資料を提出しているかを確認する。

- ① 下請負企業の事業者登録が確認できる資料
- ② 就業履歴一覧表の写し(技能者名が確認できること)
- ③ カードリーダの設置状況の写真

○建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況

① 「下請負企業の事業者登録が確認できる資料」

(注)確認が出来た場合は、□に”レ”を記入すること。

なお、下請負企業がない場合は確認対象外。

② 「就業履歴一覧表の写し(技能者名が確認できること)」

(注)確認が出来た場合は、□に”レ”を記入すること。

受注者及び下請負企業に属する技能者を対象とし、確認すること。

(下請負契約を行わない場合は受注者のみ確認)

③ 「カードリーダの設置状況写真」

(注)確認が出来た場合は、□に”レ”を記入すること。

当該工事の現場事務所等に設置されている状況を確認すること。

※「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、元請け企業(受注者)としてCCUSに事業者登録を行い、当該工事現場IDを取得し、当該現場情報等を登録できる建設キャリアアップシステムカードのカードリーダを現場に設置し、技能者の就業履歴等を蓄積することをいう。

○履行義務の確保状況

判定	○ or ×
----	--------

総合評価落札方式における履行状況の確認

コンクリートプラント用

【実績等評価項目】

11. 主要材料の製造・施工の管理体制(コンクリートプラント)

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

判定基準 A:履行状況が確認できる(2ポイント) B:記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない(1ポイント)
C:履行状況が確認できない若しくは履行していない(0ポイント) D:該当しない場合

(各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄にボタンをチェックする)

段階(工程・レベル)	製造管理者: プラント側技術者	受入技術者:主任(監理)技術者	判定基準等
1 配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計 ・凍結した骨材はそのまま使用しない ・品質が基準に適合しない材料は使用しない
	セメント、水、骨材、混和剤等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、打設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
2 材料	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等は正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない ・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等は正を行う
	スランプ、容積、異物について適宜検査を行い、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造工程中の品質検査へ臨場し、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
3 製造設備	打設能力に応じた出荷計画を企画及び実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	打設日毎に打設能力に適合した出荷ピッチであることを確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・施工量に応じて適宜、出荷ピッチを変更する ・施工から打設完了までの時間を「90分以内」とし、これを越えた場合は廃棄処分とする
	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	外気温(天候・風等)に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
4 製 造	※ ¹⁾ 現場受入時に品質検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	現場受入時検査に臨場し、品質を確認している記録があるか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・品質性能の何れか一つでも適合しない場合は全量返品する ・状態が著しく変化し、施工に支障を来すと判断した場合は返品する
	受入技術者に鉄筋の品質劣化、型枠・支保工が与える影響、取外し時期等について助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※ ²⁾ 製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	
5 出荷性能	圧送・打込み方法、打込み速度・高さ、コンクリート温度、締固め等について記録しているか。また必要に応じて、受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※ ²⁾ 製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	・鉄筋の錆や異物の付着による品質への影響、目視・計測による確認 ・荷重、側圧による型枠・支保工の施工、型枠・支保工の取り外し時期等 ・不具合または基準値を満足しない場合は手直し修正する ・計測の結果、計画を逸脱している場合は是正する
	気象条件や現場特性に応じた適切な養生について記録しているか。また、必要に応じて受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	※ ²⁾ 製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D	
10 養 生	実履行ポイント数=20	実履行ポイント数=20	総履行ポイント数=40
	※ 履行率=40／40= 100.0%		履行率が100%に満たない場合は減点対象

※1) 請負者からの委託により受入検査を行う場合。請負者が自ら行う場合は、「受入技術者」側で評価する。

※2) 「製造管理者」側からの助言・指導等がない場合は評価項目から除外する

総合評価落札方式における履行状況の確認

アスファルトプラント用

【実績等評価項目】 11. 主要材料の製造・施工の管理体制(アスファルトプラント)

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

※秋田県アスファルト混合物事前照査制度の認定を受けている場合には、一部省略可能

判定基準 A:履行状況が確認できる(2ポイント) B:記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない(1ポイント)
C:履行状況が確認できない若しくは履行していない(0ポイント)

(各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄でボタンをチェックする)

段階(工程・レベル)	製造管理者: プラント側技術者	受入技術者:主任(監理)技術者	判定基準等
1 配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計 ・溶融スラグを用いた混合物を使用する場合には「秋田県溶融スラグ使用基準」に適合していること
	バインダー、骨材、添加材等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、舗設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・品質が基準に適合しない材料は使用しない
2 材料	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等是正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない
	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等是正を行う
4 製 造	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・出荷目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・出荷停止基準 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$
	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
5 出荷性能	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	外気温(天候・風等)に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・温度低下防止のためシートで覆うものとし、これを行っていない場合には返品する ・荷下ろし待ち時間及び到着待ち時間が長くなる場合は運搬車両台数を調整する
	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
6 運 搬	現場受入時に到着温度を確認し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	現場受入時に臨場し、到着温度を確認している記録があるか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・到着目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・返品基準温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・温度低下が著しい場合には直ちにプラントに連絡し、出荷温度の調整と温度低下防止のシートを二重にする
	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
7 受 入 性 能	受入技術者に敷均し方法、舗設方法、綿密化方法等に助言・指導し、記録しているか。 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・敷均し目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$ ・綿密化目標温度 $0^{\circ}\text{C} \pm \Delta^{\circ}\text{C}$
	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
8 敷均し・綿密化	受入技術者に気象条件や現場特性に応じた適切な交通解放について、助言・指導し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	・交通解放温度 0°C 以下
	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	【判定】 <input checked="" type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C	
9 交通解放	実履行ポイント数=18	実履行ポイント数=18	総履行ポイント数=36
	※ 履行率=36／36= 100.0%		履行率が100%に満たない場合は減点対象

総合評価方式における履行状況の確認

【実績等評価項目】

21. 登録基幹技能者等の配置

判定基準 登録基幹技能者等を配置する作業内容、従事期間などについては、工事案件毎に条件が異なり一律に規定することが困難なことから、各発注機関において以下のような観点から、配置や当該作業に関与しているかの適正性を総合的に判断する。

- 施工計画書に登録基幹技能者等の情報が記載されている。

(施工計画書からこの様式に転記し、施工計画書に添付された修了証・合格証書、健康保険被保険者証等の写しにより確認する)

氏名	所属 (会社名)	種 目	修了証番号又は 合格証書番号	修了(証書)年月日
○○ ○○	○○組	登録○○基幹技能者		令和○○年○月○日
○○ ○○	○○組	○○技能士 (○○作業)		令和○○年○月○日

※登録基幹技能者の場合、修了証の修了年月日は確認申請期限の日から5年以内のものでなければならず、工期内に更新期限を迎える場合、期限内に更新し、更新後の修了証の写し及び関係事項を変更した施工計画書を監督職員に提出させて更新を確認する。

- 提出された書類や現地確認により、

施工計画書に記載された登録基幹技能者等の従事を確認できる。

確認した書類等の種類

確認書類等の例

- | | |
|------------|------------|
| ・安全日誌、日報など | ・作業手順書への押印 |
| ・連絡調整文書 | ・指示書 |
| ・現地での確認 | ・従事状況写真 |

※1 登録基幹技能者等は常駐義務がないため、現地確認の際に不在であったから履行義務を果たしていないとはならない。その場合は、別の書類等で従事の状況を確認すること。

※2 確認書類等は登録基幹技能者等の立場により異なるため、例示した書類のいずれかで従事、関与が確認できればよい。

- 以上を総合し、履行義務を果たしているといえる。

判定	○ or ×
----	--------

総合評価方式における履行状況の確認

【技術提案等評価項目】

【評価形式】 技術提案型 施工計画型

【審查事項】

●提案項目数に係る評価項目の履行状況

評価内容	施工計画書の評価項目の実績				
	申請時点		履行時点		
	提案	施工計画書	施工中	完成時	履行状況
					—
					—
					—
					—
					—
合計	0項目	0項目	0項目	0項目	0項目

○履行率 = 履行時点で確認された評価項目数／技術資料申請時点で提案された評価項目数
= 0項目／0項目 = 0.0%

●提案値に係る評価項目の履行状況

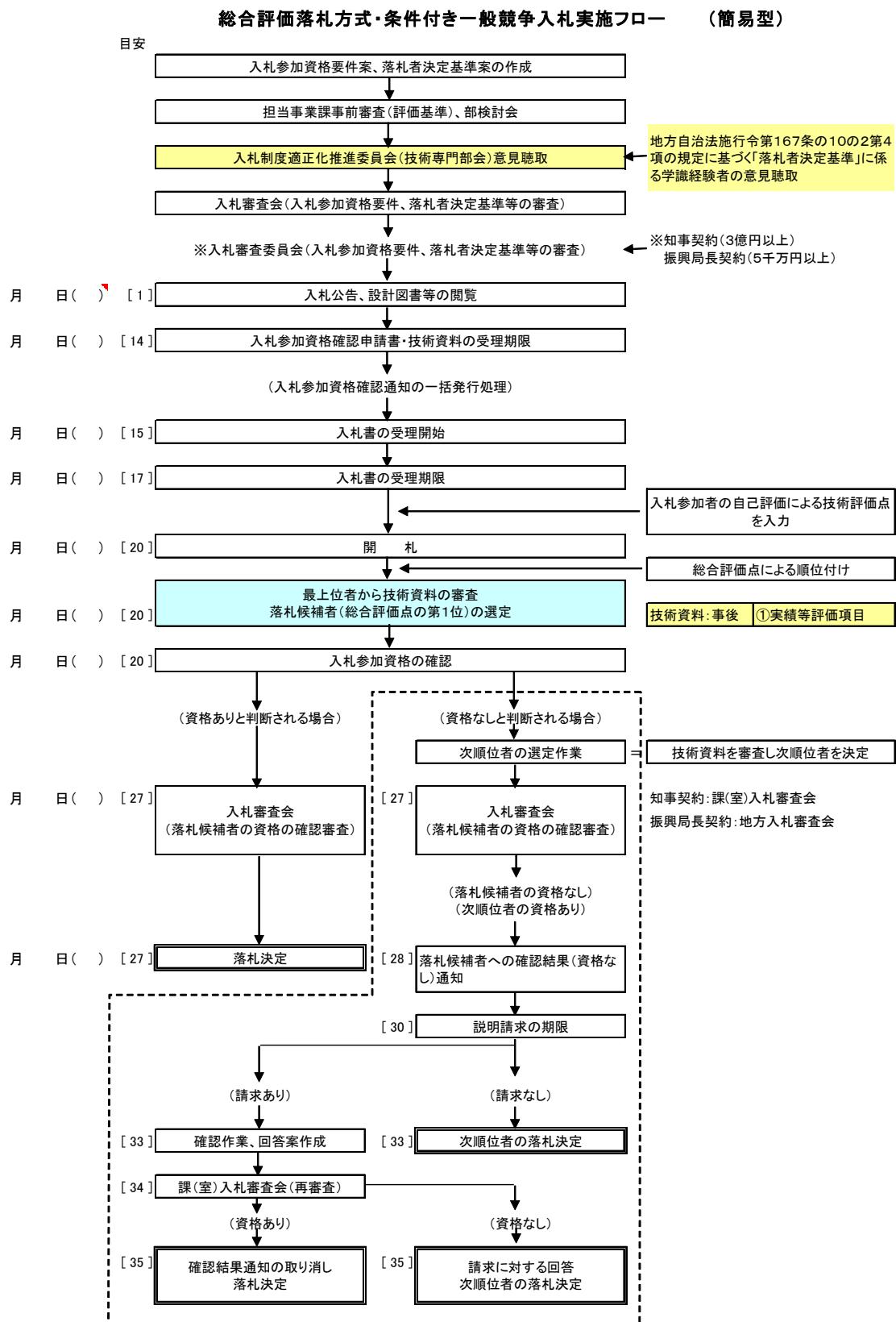
○履行率 = 履行結果に基づき再計算した評価点／当初契約時点での評価点
= 0.0 / 0.0 = 0.0%

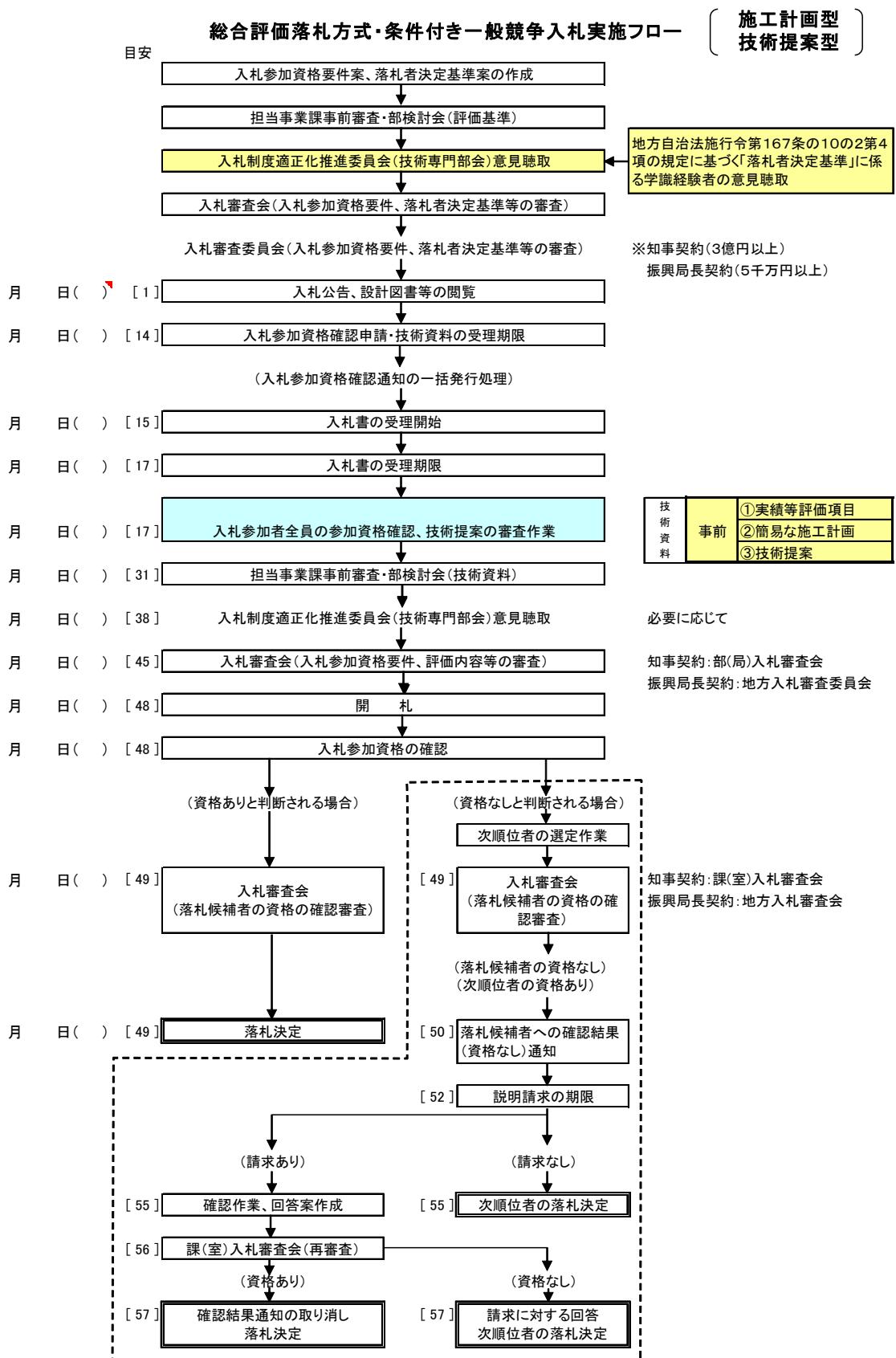
$$\text{● 総合履行率} = \frac{(\Sigma \text{提案項目数に係る履行率} \times \text{当初獲得点}) + (\Sigma \text{提案値に係る履行率} \times \text{当初獲得点})}{\Sigma \text{当初契約時点得ている技術評価点}}$$

$$= \frac{0.0000 + 0.0000}{0.0} = \text{履行率が100%に満たない場合は減点対象}$$

● 総合評価の実施手順について

総合評価落札方式審査手続き等の概要は以下のとおりです。





評価に関する運用事項等

運用事項等に関する表示の説明について

標準：下記工事を除く工事に適用する評価項目
法面：法面工事に限定した評価項目
建築：建築工事（建築工事一式、設備工事）に限定した評価項目

◎：必須項目、○：選択項目、－：適用しない

履行義務：履行義務評価項目（履行することを申請して加点評価となり、落札した場合には申請内容の履行義務を負う評価項目。不履行の場合にはペナルティの対象となる）

I 企業の評価

標準：◎ 法面：◎ 建築：◎

1. 企業の同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去10年間の 同種工事 又は類似工事の 施工実績	a. 同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	b. 類似工事の施工実績がある	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：企業が有する過去10年間における同種工事又は類似工事に関する施工実績を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去10年間」とは、直前10カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事完成年月日が含まれる元請工事を対象とする。
- ②「過去10年間」の実績を標準とするが、実績件数が少ないと発注者が判断する場合は実績期間を拡大し、入札公告文に明示する。
- ③同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
- ④実績の規模を問わない。ただし、工種特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ⑤国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。
※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第3セクター、PFI事業者を指す。
- ⑥共同企業体としての過去の施工実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とし、共同企業体全体として評価基準を満たしていればよい。
- ⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。

同種及び類似工事は下記基準により設定する（配置予定技術者の施工実績も同様）。

	技術力の判断基準	同種工事 記載例	類似工事 記載例
基準1	工事内容で判断する のが適当なもの	○○工の施工実績が あるもの	△△工の施工実績があるもの (同種工事ではないが有意な もの、又は共通性があるもの)
基準2	工種数で判断する のが適当なもの	○○工及び△△工 (当該工事の主な 工種の両方を含む)	○○工又は△△工 (当該工事の主な 工種のいずれかを含む)
基準3	工事規模で判断する のが適当なもの	○○工の施工実績が ○○単位以上 (当該工事規模程度)	○○工の施工実績が △△単位以上 (当該工事の1/2規模程度)

技術資料作成時の留意事項

- ①施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ③工事実績情報システム（C O R I N S）に登録されていない工事を記載する場合は、契約書の写し及びその工事内容が分かる資料（設計図書等の写し）を添付すること。
- ④記載様式は、「別記様式2－1」とする。
- ⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

2. 企業の同格付工種における工事成績評定点

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去1年間の 同格付工種の 工事成績評定点の 平均点	a. 85点以上	3.0	3.0
	b. 84点以上 85点未満	2.5	
	c. 83点以上 84点未満	2.0	
	d. 82点以上 83点未満	1.5	
	e. 81点以上 82点未満	1.0	
	f. 80点以上 81点未満	0.5	
	g. 65点以上 80点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0	
	h. 65点未満 (マイナス評価)	-1.0	

評価のポイント：企業が有する過去1年間の「同格付工種」に関する工事成績評定点を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去1年間」とは、入札公告日が4月及び5月は前前年度、6月以降は前年度をいい、その期間内に工事完成年月日が含まれる秋田県発注工事において工事成績評定を受けたものを評価対象とする。
 例) R4年5月公告 → R2年度の工事成績評定点を評価
 R4年6月公告 → R3年度の工事成績評定点を評価
 なお、令和5年度以降は、入札公告日が4月から6月は前前年度、7月以降は前年度とする。
 例) R5.4月～R5.6月公告 → R3年度の工事成績評定点を評価
 R5.7月～R6.6月公告 → R4年度の工事成績評定点を評価
- ②評価の対象は、当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。ただし、工事特性に応じて同種工事に限定することも可能とする。
- ③過去1年間の実績を標準とするが、工事成績評定件数が少ないと発注者が判断する場合は実績期間を拡大し、入札公告文に明示する。
- ④①に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下第2位を切り捨て）を算定し、評価する。
- ⑤共同企業体として施工した過去の工事の工事成績評定点は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、対象とする期間内における代表者及び構成員の工事成績評定点の総和を対象工事件数で除した値とする。
 例)

代表者	60点、70点、80点	計210点
構成員A	70点、70点、80点	計220点
構成員B	工事成績評定点無し	計0点
対象総工事件数	6件	合計430点
平均点	$430 / 6 = 71.67 \rightarrow 71.6$ 点	
- ⑦企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の評定点についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-1」とする。
- ②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

3. 企業の優良工事表彰

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去2年間の秋田県優良工事表彰の有無	a. 表彰の実績有り	1.0	1.0
	b. 表彰の実績無し	0.0	

評価のポイント：企業が過去2年間に受賞した秋田県優良工事表彰の実績を評価する（同格付工種に限る）。

評価に関する運用事項

- ①「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に秋田県優良工事表彰を受賞した工事を対象とする。
- ②秋田県優良工事表彰は、「知事表彰」を評価対象とし、「地域振興局長表彰」は、評価対象としない。
- ③共同企業体として表彰を受けた過去の実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。
- ⑤評価の対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。

例)

入札に付す工事	受賞工事		判定
	発注機関	工種	
一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	不可
法面工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	可

- ⑥直前2カ年度及び技術資料提出期限までに、同格付工種において、工事成績評定点が60点未満の工事がある場合は努力要請通知日以降から評価しない。

- ⑦企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の受賞実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-1」とする。
- ②合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

4. 企業の建設キャリアアップシステムへの取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
企業における CCUS事業者 登録の有無	a. 「事業者登録」有り	0.5	1.0
	b. 「事業者登録」無し（未導入）	0.0	
当該工事における CCUS活用の有無	a. 「活用の申告」有り	0.5	
	b. 「活用の申告」無し	0.0	

評価のポイント：企業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）への取組について評価する。

評価に関する運用事項

●企業におけるCCUS事業者登録について

- ①技術資料提出期限日までに、受注者がCCUSに事業者登録済みであるものについて評価する。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、技術資料提出期限までに全ての構成員の事業者登録の有無を評価対象とする。
- ③一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされているCCUSホームページの登録事業者検索（https://www.mobile.ccus.jp/#/open_jigyousya_search）に事業者登録が反映されている受注者を評価対象とする。

●当該工事におけるCCUS活用について

- ④企業がCCUSに事業者登録を完了し、次のいずれかにおいて、当該現場で活用することを申告した場合に評価する。
なお、受注者が、技術資料提出期限日までに事業者登録がなされていない場合は評価しない。

(1)下請負契約 を締結する場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者及び下請企業が、CCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する。
(2)下請負契約 を締結しない場合	建設現場にカードリーダーを設置し、受注者がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積する

- ⑤受注者は、工事着手前にCCUSを活用することについて、監督員と協議し、実施内容について記載した資料を提出する。
- ⑥受注者は、下請企業とその技能者に対し、CCUSを説明し、書面にて登録を要請するものとする。
- ⑦CCUS活用の申告は契約事項として取扱い、受注者は工事完成前に、次の資料を監督員に提出し、履行状況の確認を受けるものとする。
 - ・「下請企業の事業者登録が確認できる資料」
 - ・「就業履歴一覧等の写し（技能者名が確認できること）」
 - ・「カードリーダの設置状況写真」
- ⑧当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする。（工事成績評定点は5点減点）

※履行がなされなかった場合とは、「カードリーダーが設置されなかった」、「受注者及び下請企業に属する技能者の就業履歴が確認できない（下請負契約を行わない場合は、受注者のみ）」ことをいう。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-2」とする。
- ②根拠書類として、「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」の写しのほか、「事業者登録完了メール」の写し又は「CCUSの事業者情報登録画面」の写しを添付する。
- ③活用の申告において、事前に下請企業の事業者登録等の状況を確認する必要は無い。

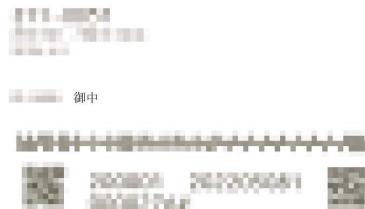
CCUS事業者登録完了のお知らせ（はがき）



郵便はがき



[事業者登録はがき（表紙・裏）]



重要 親展



（差出人・還付先）
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

●点線部を矢印方向に折り曲げてからゆっくりはがしてください。ご案内は内側にあります。
(雨などによる水濡れ状態のときは、破れやすいため、注意して開けてください。)

[事業者登録はがき（中身）]

2021年4月4日

一般財団法人 建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

建設キャリアアップシステム 事業者情報登録完了のお知らせ

このたびは建設キャリアアップシステムに登録申請いただきありがとうございます。
下記の事業者情報の登録が完了しましたのでお知らせします。

事業者ID	██████████22
事業者名	██████████
管理者ID（登録責任者）	██████████
初期パスワード (初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。ご注意ください。)	██████████
セキュリティコード	██████████
ログインURL	https://www.mobile.ccus.jp/

黒塗り等で消去

OCCUS事業者登録画面（システムログイン画面）

OCCUS就業履歴一覧表の写し（例）

帳票No.	2-4
帳票名	就業履歴一覧(月別カレンダー)
対象期間	2021/08
出力日時	2022/06/01 12:42:14
出力者の氏名	佐藤 浩二
出力者のID	87255841776322
出力者区分	現場管理者

※1 就業履歴と就業日について

・就業履歴は、登録された数を計上する。(1暦日に複数登録された場合は、その複数を計上する。)

・現場単位での就業履歴は、就業履歴がある曜日を1として登録することを基本とするが、元請事業者の承認があれば加算される。

※2 登録方法の凡例

IC : ICカード読み取りによるシステム入力

直接 : 直接入力

所属事業者		技能者								
事業者ID	事業者名	法人・個人区分	技能者所属事業者と異なる場合	建設業退職金共済制度 加入状況	中小企業退職金共済制度 加入状況	技能者ID	技能者名	技能者名フリガナ	技能レベル	その他
36183251204922	(株)黒板鉄鋼	法人	—	有	有	20899032885621	青山 一郎	アオヤマ イチロウ	1(白)	その他
—	—	—	○	無	無	99015354297721	青山 三郎	アオヤマ サブロウ	1(白)	
36183251204922	(株)黒板鉄鋼	法人	—	有	有	84153239019921	青山 二郎	アオヤマ ジロウ	1(白)	その他
24345871188822	(株) 北原建設	法人	—	有	無	48578561936121	AKAN	アカン	1(白)	
—	—	—	○	有	無	89632024747721	鈴木 一郎	スズキ イチロウ	1(白)	その他
—	—	—	○	無	無	53042083198021	大空 翼	オオソラツバサ	1(白)	
49763012980022	伊賀忍者工務店	個人	—	有	有	98746065895221	如月 垣美	キサラギ アミ	1(白)	その他
24345871188822	(株) 北原建設	法人	—	無	無	43912460778521	佐藤 浩二	サトウ コウジ	1(白)	
49763012980022	伊賀忍者工務店	個人	—	有	有	84458124088221	関口 翼	セキグチ ツバサ	4(金)	その他
61296511955822	竹澤工業	個人	—	有	有	60569468274521	仲田 三郎	ナカタ サブロウ	1(白)	その他
61296511955822	竹澤工業	個人	—	有	有	56560421510921	仲田 四郎	ナカタ シロウ	1(白)	

取 有	就業履歴数※1 2021/08の登録※2										
	計上・非計上	現場登録済	現場未登録	1	2	3	4	5	6	7	8
		元請承認済 (計上)	元請未承認 (非計上)	(非計上)	日	月	火	水	木	金	土
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	17	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計上	18	—	—	—	IC	IC	IC	IC	IC	—	—
非計上	—	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
集計	163	0	0	0	9	9	9	9	9	0	0

5-1. 主たる営業所の所在

評価内容	評価基準	基準配点	得点
●共同企業体の場合			
工事箇所と 同一管内における 主たる営業所の 所在の有無	公募対象： 全県（準県内含む）又はブロックの場合 a. 構成員のすべてが管内 b. 構成員の1者以上が管内 c. 構成員のすべてが管外	2.0 1.0 0.0	
工事箇所と 同一県内における 主たる営業所の 所在の有無	公募対象： 全国又は東北の場合 a. 構成員のすべてが県内 b. 構成員の1者以上が県内 c. 構成員のすべてが県外	2.0 1.0 0.0	2.0
●単独の場合			
工事箇所と 同一管内における 主たる営業所の 所在の有無	公募対象： 全県又はブロックの場合 a. 同一管内に有り b. 同一管内に無し	2.0 0.0	
工事箇所と 同一県内における 主たる営業所の 所在の有無	公募対象： 全国又は東北の場合 a. 県内に有り b. 県内に無し	2.0 0.0	

評価のポイント：工事箇所と同一管内（又は県内）における主たる営業所の所在の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ②公募対象が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。
ただし、格付工種が「一般土木工事」の場合に限り、公募対象がブロックエリアの場合も評価項目として設定する。
- ③管内及びブロックエリアは本手引きP.5「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、全ての構成員の営業所の所在の有無を評価対象とする。
- ⑤共同企業体について、工事内容から標準の評価基準により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。
- ⑥「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-3」とする。

5-2. 主たる営業所の所在

評価内容	評価基準	基準配点	得点
「予定価格4千万円以上の法面工事」工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 構成員が全てブロック内の場合	2.0	2.0
	b. 構成員の1者以上がブロック内の場合	1.0	
	c. 構成員が全てブロック外の場合	0.0	
「予定価格4千万円未満の法面工事」工事箇所と同一管内又はブロック内における主たる営業所の所在の有無	a. 同一管内に有り	2.0	2.0
	b. 同一ブロック内に有り	1.0	
	c. 同一ブロック内に無し	0.0	

評価のポイント：工事箇所と同一管内又はブロック内における主たる営業所の所在の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、法面工事において「必須項目」である。
- ②管内及びブロックエリアは本手引きP.5「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
- ③工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-3」とする。

5-3. 主たる営業所の所在

評価内容	評価基準	基準配点	得点
●共同企業体の場合			
工事箇所と同一 ブロック内に おける主たる 営業所の 所在の有無	a. 構成員が全てブロック内の場合	2.0	
	b. 構成員の1者以上がブロック内の場合	1.0	
	c. 構成員が全てブロック外の場合	0.0	
●単独の場合			2.0
工事箇所と同一 ブロック内に おける主たる 営業所の 所在の有無	a. 同一ブロック内に有り	2.0	
	b. 同一ブロック内に無し	0.0	

評価のポイント：工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、建築工事に関する項目である。
- ②公募対象が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。
- ③ブロックエリアは本手引きP.5「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
- ④工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-3」とする。

6. 災害時の配備体制及び訓練実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
災害時の配備体制 及び過去2年間の 訓練実績の有無	a. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	2.0	2.0
	b. 配備体制及び訓練実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：災害時における企業の配備体制及び訓練実績を評価する。

評価に関する運用事項

- ①訓練実績は、疫病等による影響を考慮し、当面の間、「過去2年間」とする。
「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までとし、訓練実績が左記期間内にあれば評価対象とする。
- ②入札公告日までに秋田県と災害協定を締結している学会・協会等の会員であり、配備体制と訓練実績の両方の条件を満足した場合に評価する。
- ③企業が自主的に実施した訓練実績に限定し、国、県及び市区町村等が主導的に実施したものに参加した実績は対象外とする。
- ④企業が工事単位で行った訓練実績は対象外とする。
- ⑤「配備体制」とは、災害時の災害対応活動に一定の役割を果たすことができる体制のことをいい、連絡系統図又は配備体制図により評価する。
- ⑥「連絡系統図」とは、担当者、連絡先が明記されている資料で、学会・協会等として協定で定める提出先に提出されているものとする。
- ⑦「配備体制図」とは、災害時にパトロールする区域や路線、担当者名、連絡先が明記されている資料で、年度当初に建設業協会の支部等として地域振興局建設部に提出されているものとする。
- ⑧訓練実績については、建設業における地域防災力の向上に寄与する災害時の配備訓練等の実績説明資料により評価する。
 - 土のう積み、シート張り、木流しなどの水防工法の実施や、重機・人員の提供、災害発生時を想定した点検・パトロール等の実施状況がわかる写真
 - 地域自治体職員や地元住民の証言等により、上記内容の実施が確認できる資料
- ⑨実働を伴わない情報伝達訓練等については、⑧のような地域防災力の向上に主眼を置いた活動ではないことから、評価対象としない。
- ⑩企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②記載様式は、「別記様式2-3」とする。
- ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

7-1. 企業の雇用に関する実績

※「7-1. 企業の雇用に関する実績」と「7-2. 企業の雇用に関する姿勢」は選択制とし、受注者が選択した項目を評価

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去1年間に新卒者又は離職者を雇用した実績の有無	a. 新卒者又は離職者を2名以上の雇用実績がある	2.0	2.0
	b. 新卒者又は離職者を1名雇用実績ある	1.0	
	c. 新卒者又は離職者の雇用実績無し	0.0	

評価のポイント：企業の雇用に関する実績を評価する。

評価に関する運用事項**●新卒者又は離職者の新規雇用の実績について**

①「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとする。

②新卒者及び離職者とは、次の通りとする。

新卒者：県内高校又は大学等（県内外問わず）を卒業し、卒業日から3年後の月の月末までの者。

離職者：離職し、新たに就労を希望する者。

ただし、同一人物で上記を重複して満たす場合、どちらか一方を評価する。

③新規雇用は、正規社員としての雇用とし、技術職・事務職を問わない。

④正規社員は、雇用保険の被保険者（一般）で、秋田県内に居住している者とする。

⑤技術資料提出日時点で退職又は解雇している場合は評価しない。また、定年退職後に同一企業に再雇用された場合は評価しない。

⑥「大学等」とは、短期大学、高等専門学校、大学、大学院をいい、学校教育法第124条に定める専修学校及び秋田県内の技術専門校も含めるものとする。

⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者・構成員を問わず評価対象とする。

⑧企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

⑨現社員を解雇した上で再雇用や企業間での社員の形式的な解雇、雇用など不誠実な行為による者は認めない。

⑩加点対象は県内企業（準県内も含む）とし、県外企業は加点対象外とする。

⑪「県内企業」とは、秋田県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるものをいう。

技術資料作成時の留意事項

①記載様式は、「別記様式2-4-1」とする。

②合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

③「7-1企業の雇用に関する実績」と「7-2企業の雇用に関する姿勢」は、企業がいずれか一方を選択し、「別記様式1-1」に採用項目（採点）及び自己評価点を記入することとする。双方に採用項目（採点）及び自己評価点を記入している場合は、自己評価点の大小に関わらず、「7-2企業の雇用に関する姿勢」のみを評価する。

7-2. 企業の雇用に関する姿勢

※「7-1. 企業の雇用に関する実績」と「7-2. 企業の雇用に関する姿勢」は選択制とし、受注者が選択した項目を評価

評価内容	評価基準	基準配点	得点
①ワークライフバランス企業認定等の有無	次のいずれかの認定等がある場合に評価する。 ・秋田県男女イキイキ職場宣言 ・秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・秋田県子ども・子育て支援知事表彰 ・秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・ベビーウェーブ・アクション会長表彰 ・一般事業主行動計画策定・届出 ・えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む) ・くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む) ・ユースエール認定		1.0
	a. いずれか2つ以上の認定等実績有り	1.0	
	b. いずれか1つの認定等実績有り	0.5	
	c. 認定等の実績無し	0.0	
②過去2年間の職業体験等の実施の有無	a. 職業体験等実施の実績有り	1.0	1.0
	b. 職業体験等実施の実績無し	0.0	

評価のポイント：企業の雇用に関する姿勢を評価する。

評価に関する運用事項**●ワークライフバランス企業認定等について**

- ①えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)、くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)及びユースエール認定は、技術資料提出期限日までにいずれかの認定等を受けている場合に評価する。
- ②えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)、くるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)及びユースエール認定については、添付資料のほか、厚生労働省のホームページにおいて、技術資料提出期限日時点で有効な認定であることを確認する。
- ③一般事業主行動計画の策定・届出は、労働局に届出した行動計画の計画期間が技術資料提出期限日時点で期間内にあるものを作成とする。(女性活躍推進法(女活法)、次世代育成支援対策推進法(次世代法)の別は問わない。)
ただし、一般事業主行動計画の策定が義務づけられている企業(常時雇用する労働者101人以上)は評価対象としない。(一般事業主行動計画策定・変更届の「常時雇用する労働者の数」で確認)
- ④えるぼし認定(プラチナえるぼし認定を含む)又はくるみん認定(プラチナくるみん認定を含む)のいずれかを評価する場合、一般事業主行動計画の策定・届出は評価対象としない。
- ⑤秋田県男女イキイキ職場宣言(令和3年度末に制度廃止)は、新たな認定等を取得するための緩和期間として、令和5年6月30日に入札公告を行う工事まで有効とする。
- ⑥企業が合併している場合は、合併前の企業の実績については評価対象外とする

●職業体験等の実施について

- ⑦職業体験等の実施期間は、疫病等による影響を考慮し、当面の間、「過去2年間」とする。
「過去2年間」とは、直前2カ年度及び技術資料提出期限日までとし、職業体験等の

実施期間が左記期間内にあれば評価の対象とする（初日又は最終日が前年度及び技術資料提出期限日までにあれば可とする）。

- ⑧「職業体験等」とは、インターンシップ（就業予定者の研修受入は除く）のほか、小学生以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする（参加人数・実施期間は問わない）。ただし、秋田県内の営業所での実績に限る。
- ⑨実施実績は、企業が自主的に企画したもの及び学校、教育委員会等からの依頼を受けたもののいずれも評価する。
- ⑩職業体験等の受入実施証明書（「別記様式2-5-2」）に職業体験等の内容が具体的に確認できる資料を添付すること。
- ⑪企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

●上記2項目の共通事項

- ⑫共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

■技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-5-1」及び「2-5-2」とする。
- ②協定書、表彰状、認定証、一般事業主行動計画策定・変更届（労働局が受付したもの）などの写しを添付する。
- ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。
- ④「7-1企業の雇用に関する実績」と「7-2企業の雇用に関する姿勢」は、企業がいずれか一方を選択し、「別記様式1-1」に採用項目（採点）及び自己評価点を記入することとする。双方に採用項目（採点）及び自己評価点を記入している場合は、自己評価点の大小に関わらず、「7-2企業の雇用に関する姿勢」のみを評価する。

標準：○ 法面：○ 建築：○

8. モデル工事等への取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
I C T 活用工事の実施証明書の有無	a. フル I C T 活用工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 簡易型 I C T 活用工事の実施証明書を有している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	
週休 2 日制工事の実施証明書の有無	a. 完全週休 2 日制工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 4 週 8 休以上を達成した週休 2 日制工事の実施証明書を有している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	
女性技術者活躍工事の実施証明書の有無	a. 2 級技術者以上の女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	b. 1 級技士補又は 2 級技士補の女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：企業におけるモデル工事（I C T 活用工事・週休 2 日制工事・女性技術者活躍工事）の実施証明書の有無を評価する

評価に関する運用事項

- ①実施証明書は技術資料提出期限日において、発行日から2年以内のものを有効とする。
- ②実施証明書に有効期限があるものについては、技術資料提出期限日に有効期間内であるものを評価する。
- ③国、都道府県、市区町村が発行した実施証明書を評価対象とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価する。
- ⑤I C T 活用工事については、「選択評価項目」とする。
- ⑥I C T 活用工事については、指定工種のみ評価対象とする。なお、指定工種は、入札公告文に明記する。（例：土工、舗装工、河川浚渫工、地盤改良工、法面工、舗装工（修繕工）等）
- ⑦モデル工事の実施証明書上で評価の区分が判断できない場合については、評価の区分を判断できる資料（実施証明書関係要領の写し、C O R I N S データの写し等）添付すること。
- ⑧モデル工事等への取組の評価はそれぞれ加点できるものとする。
例) I C T 活用工事1.0点 + 週休 2 日制工事0.5点 + 女性技術者活躍工事1.0点
= 合計 2.5点
- ⑨国が発行した週休 2 日実施証明書については、「4 週 8 休以上を達成した週休 2 日制工事の実施証明書」と評価する。
- ⑩女性技術者を配置役割として発行した実施証明書については、以下により評価する。

評価基準	基準配点
a. 監理又は主任技術者に配置した女性技術者活躍（登用含む）工事の実施証明書を有している	1.0
b. 現場代理人又は担当技術者に配置した女性技術者活躍（登用含む）工事の実施証明書を有している	0.5

b の実施証明書については、①の有効期間に関わらず令和6年6月30日に入札公告を行う工事まで有効とする。

■ 技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②記載様式は、「別記様式2-6」とする。
- ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

9. 企業の労働環境に関する姿勢

評価内容	評価基準	基準配点	得点
企業における完全週休2日制度導入の有無	a. 完全週休2日制を導入している	1.0	1.0
	b. 4週8休を導入している	0.5	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：企業の労働環境（休日制度）を評価する。

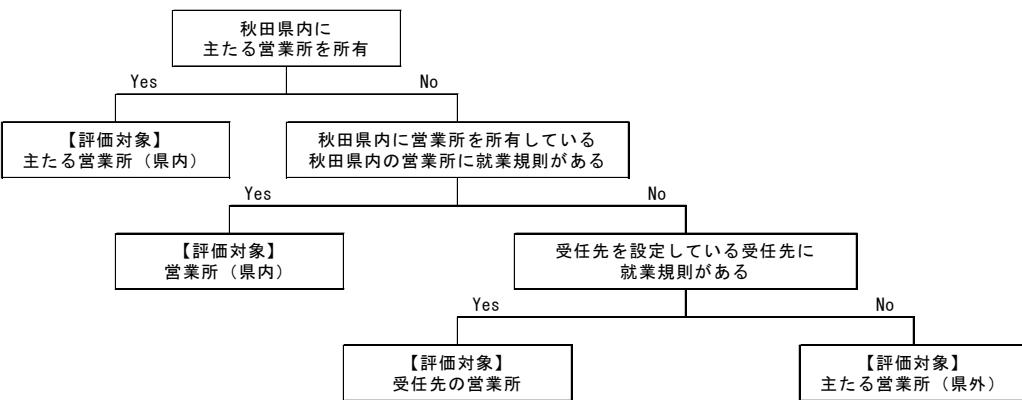
評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、労働基準法第89条に基づき作成し、労働基準監督署に届出を行った就業規則に記載された休日制度によって評価する。
- ②「完全週休2日制」とは、4週8休以上かつ土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日が休日であることとする。
- ③「4週8休」とは、年間の休日が105日以上であることとする（指定有給は休日に含まない）。
- ④秋田県内に主たる営業所を有する企業については、主たる営業所の就業規則を評価する。
- ⑤秋田県外に主たる営業所を有する企業については、秋田県内の営業所の就業規則を評価する。ただし、秋田県内に営業所を有しない企業については、秋田県との契約等を委任されている者の住所又は所在地（以下、受任先という。）の就業規則を評価する。また、受任先がない場合は、主たる営業所の就業規則を評価する。
- ⑥就業規則がない営業所については評価対象としない。

技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②労働基準監督署に届出を行った最新の就業規則の写し（労働基準監督署の押印、休日制度が明記されているもの）を添付する。
- ③記載様式は、「別記様式2-6」とする。

企業の労働環境に関する評価対象を示すフロー



10. 企業の賃金水準の向上に向けた取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率	【大企業の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率 a. 増加率3.00%以上 b. 増加率1.50%以上 c. 上記以外		
	a. 增加率3.00%以上	2.0	
	b. 増加率1.50%以上	1.0	
	c. 上記以外	0.0	
	【中小企業等の場合】 給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率 a. 増加率1.50%以上 b. 増加率0.75%以上 c. 上記以外		2.0
	a. 增加率1.50%以上	2.0	
	b. 增加率0.75%以上	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：一人当たり「俸給・給与・賞与等支払額」を比較した増加率を評価する。

評価に関する運用事項

- ①評価基準は、令和元年と令和2年、令和2年と令和3年又は令和3年と令和4年の給与等支払額を比較した増加率とし、その中の何れか一つを選択し申請するものとする。
 ②給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率は、税務署に提出した「源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えにより、各々俸給・給与・賞与等の支払金額を人員で除した値を比較し、その増加率を評価する。

例) 【中小企業等で令和3年と令和4年の給与等支払額を比較した場合】

○令和3年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「④俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

- ・人員31人、支払金額164,685,000円
- ・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額

$$164,685,000円 / 31人 = 5,312,420円 (1円未満切り上げ)$$

○令和4年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「④俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

- ・人員30人、支払金額162,131,000円
- ・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額

$$162,131,000円 / 30人 = 5,404,367円 (1円未満切り上げ)$$

$$\therefore \{(5,404,367円 - 5,312,420円) / 5,312,420円\} \times 100 = 1.73\%$$

(小数第三位四捨五入) 配点2.0点

- ③共同企業体が加点を受けるには、代表者を含む全ての構成員が評価基準を満たしていることが必要である。(構成員全てが満たしている評価基準の増加率で加点)

技術資料作成時の留意事項

- ①中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当する者は除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。
 ②記載する実績は、令和元年と令和2年、令和2年と令和3年又は令和3年と令和4年の給与等支払額を比較した増加率の中から、何れか一つを選択すること。

- ③別記様式2-6の「企業の賃金水準の向上に向けた取組」に、各年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「Ⓐ俸給・給与・賞与等の総額」欄にある「人員」と「支払金額」を記載する。
- ④記載する実績は、評価対象となる対前年比の増加率の中から、何れか一つを選択する。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合、本様式は構成員ごとに別葉とする。
- ⑥各年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付する。
- ⑦中小企業等の場合は、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写しを提出する。

(参考1)

一人当たり給与等支払額の増加率 → 「支払金額／人員」で比較

令和□□年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

税務署 提出用印	令和 年 月 日提出 税務署長職	事業種目	整理番号	署番号																																				
提出者 住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名 称 個人番号 又は 法人番号 (フリガナ) 代表者 氏名 (フリガナ)	電話() -	調査の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ)	提出媒體 提出機関	1 給与 2 退職 3 奨励 4 支用 5 賞受 6 零用																																				
	作成担当者			本店等 一括提出 送付 有 ○ 否 ○																																				
				翌年以降 提出用印																																				
	作成税理士 署名	電話() -		税理士番号																																				
※個人番号又は法人番号は複写されません																																								
1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>人</td> <td>員</td> <td>支</td> <td>払</td> <td>金</td> <td>額</td> <td>面</td> <td>積</td> <td>算</td> <td>率</td> <td>率</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>小</td> <td>細</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> </tr> <tr> <td>別</td> </tr> </table> <p>人員 支払金額</p> <p>(摘要)</p>					区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率	大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率																													
大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													
2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>人</td> <td>員</td> <td>支</td> <td>払</td> <td>金</td> <td>額</td> <td>面</td> <td>積</td> <td>算</td> <td>率</td> <td>率</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>小</td> <td>細</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> </tr> <tr> <td>別</td> </tr> </table>					区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率	大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率																													
大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													
3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>人</td> <td>員</td> <td>支</td> <td>払</td> <td>金</td> <td>額</td> <td>面</td> <td>積</td> <td>算</td> <td>率</td> <td>率</td> </tr> <tr> <td>大</td> <td>小</td> <td>細</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> <td>別</td> </tr> <tr> <td>別</td> </tr> </table>					区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率	大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
区分	人	員	支	払	金	額	面	積	算	率	率																													
大	小	細	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別																													

(参考2)

法人税申告書別表1 → 中小企業等の場合のみ提出

以下のいずれかの場合、中小企業等に該当

- ・①に○があり、かつ③に○がないこと。
- ・②に○があること。

税務署 提出用印	令和 年 月 日 税務署長職	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上																										
納税地 法人名 (フリガナ) 法人番号 (フリガナ) 代表者 氏名 住所	電話() -	①	整理番号	青色申告 一連番号	表一 各事業年度の所得に係る申告書																																
	同上区分	②	事業種目	申告書																																	
	同上納税地及び 同法人者等	③	売上金額	申告年月日																																	
	添付書類		申告年月日	地主別明細書																																	
			申告年月日	申告区分																																	
令和□□年□□月□□日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 申告書 申告書 <table border="1"> <tr> <td>翌年以降</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>送付委託</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>地主別明細書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>申告書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>提出の有無</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>申告書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>令和□□年□□月□□日</td> <td>中間申告の場合 (の) 計算期間</td> <td>令和□□年□□月□□日</td> <td>税理士法第30条 の書類提出有</td> <td>税理士法第33条 の2の書類提出有</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											翌年以降	○	○	送付委託	○	○	地主別明細書	○	○	申告書	○	○	提出の有無	○	○	申告書	○	○	令和□□年□□月□□日	中間申告の場合 (の) 計算期間	令和□□年□□月□□日	税理士法第30条 の書類提出有	税理士法第33条 の2の書類提出有				
翌年以降	○	○	送付委託	○	○	地主別明細書	○	○																													
申告書	○	○	提出の有無	○	○	申告書	○	○																													
令和□□年□□月□□日	中間申告の場合 (の) 計算期間	令和□□年□□月□□日	税理士法第30条 の書類提出有	税理士法第33条 の2の書類提出有																																	
差押金額又は欠損金額 (別表4-48の①)	1	正書	副本	10	差 所 得 の 額	17	正書	副本	10	正書	副本																										

1.1. 主要材料の製造・施工の管理体制

評価内容	評価基準	基準配点	得点
主要材料の 製造・施工の管理体制 (コンクリート又は アスファルト)	a. 共通仕様書に定められた現場までの運搬 に関する条件を満足する自社の「コンクリー トプラント」を所有している。	2.0	2.0
	b. 共通仕様書に定められた現場までの運搬 に関する条件を満足する共同出資の「コン クリートプラント」を所有している。	1.0	
	c. 上記に該当する「コンクリートプラント」 を所有していない。	0.0	

評価のポイント：品質向上の観点から、主要材料（コンクリート又はアスファルト）に求められる製造・施工の管理体制を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「選択評価項目」である。
- ②舗装工事の場合、評価基準の「コンクリートプラント」を「アスファルトプラント」に読み替える。
- ③材料調達から施工までの品質管理体制に関して、受注企業が主体的に関与し、対象工事において評価されたプラントを使用していることが前提である。
- ④対象工事において、品質確保が可能な地域にプラントを保有する会社について評価する（振興局管内に限定しない）。
- ⑤工場製品（橋桁等）は主要材料の評価対象としない。
- ⑥プラントの共同出資も対象とし、出資比率を問わない。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、プラントの所有が代表者及び構成員のいずれに所属するかを問わない。
- ⑧主要工種の工事内容や規模に応じた設定基準を別表－1（P53）に示す。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-7」とする。
- ②契約後、材料調達から施工まで一貫した品質管理体制に関して、施工計画書に受注者自らの具体的関与を記載するとともに、すべての項目を履行しなければならない。（工事成績評定点は履行率により1点～5点減点）
(記載例については、別表－2に示す)

別表－2 「主要材料における製造・施工の管理体制」施工計画書記載例

主要材料における製造・施工の管理体制評価における施工計画書への記載項目・内容(例)

段階(工程・レベル)	製造技術者【プラント側技術者】	受入技術者【主任(監理)技術者】	判定基準等(返品判定基準)
配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施する	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認する。	受入技術者は現場の構造特性や施工条件と配合計画及び配合設計内容が合致しているか確認する
材料	コンクリート(アスファルト)材料(セメント(バインダー)、水、骨材、混和材(剤)等)の受け入れ時検査を実施し、記録する	骨材の外観確認を打設日(舗設日)毎に確認し状態を記録する	外観確認による判定基準を具体的に記載する。また必要に応じて検査を実施するものとする。
製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施する	工事開始前に製造責任者が実施する検査に臨場し、確認する。	精度、公差の確認し、不具合部については改善する
製造	打設日(舗設日)毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	打設日(舗設日)毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	混合状態、温度管理(AS)の確認、修正、指導
出荷性能	コンクリート(アスファルト)の出荷時性能を確認し、記録する	打設日(舗設日)毎に出荷時性能を確認する。	具体的な棄却基準(返品基準)を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。施工量に応じて適宜、頻度を変更する
運搬	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	外気温(天候・風等)に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	具体的な棄却基準を記載する
受入性能	コンクリート(アスファルト)の現場受入時の性能を確認し、記録する	コンクリート(アスファルト)の現場受入時の性能を確認し、記録する	具体的な棄却基準(返品基準)を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。
型枠・補強材(鉄筋等)	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、適宜、指導する	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、記録する	具体的な確認、指導項目を記載する
打込み・締固(敷均し・締固)	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等(敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等)を確認し、適宜、指導する。	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等(敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等)を確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する
養生(交通解放)	気象条件や現場特性に応じた適切な養生を実施しているか確認し、適宜、指導する。	気象条件や現場特性に応じた適切な養生、温度管理、養生期間となっているか確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する

※紙ベースでの確認は関与したとは認めない(ただし、受入技術者以外の元請企業の技術者(入札参加資格要件で求めた資格と同等以上の資格を有する者)の臨場による確認を机上で確認した場合を除く)

※各段階において具体的に双方(製造側と受入側)の関与度、判定基準(製品性能が不良の場合の具体的対応策→返品・廃棄等)を記載し、履行する

12. 船舶の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
船舶の所有状況	起重機船、クレーン付き台船、台船、土運船について、下記（別表）に掲げる規格船舶の所有を評価する。		
	a. 評価対象の船舶を3隻以上所有している	2.0	2.0
	b. 評価対象の船舶を1隻以上3隻未満所有している	1.0	
	c. 評価対象の船舶を所有していない（1隻未満）	0.0	

評価のポイント：海上土木工事で使用する船舶の所有の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「選択評価項目」であり、船舶を用いた海上土木工事について適用する。
- ②1つの船舶が複数の用途に使用可能であっても1隻として評価する。
- ③共同企業体の場合は、代表者の所有船舶についてのみ評価する。
- ④共同所有の船舶は、出資比率にかかわらず1隻につき0.5隻と評価する。
- ⑤賃貸による船舶の所有については原則評価対象としない。
ただし、発注年度（4月～翌年3月）において、年間を通じて賃貸契約している場合についてのみ1隻につき0.5隻として評価する。
なお、賃貸の場合、複数社で共同に借り受けるケースは評価しない。

（別表）評価対象船舶の規格

船舶の種類	船舶の規格
起重機船	25t吊以上（固定、旋回問わず）
クレーン付き台船	クレーン35t吊以上
台船・土運船	100t積以上

※標準歩掛（港湾）の”作業船と引船の組合せ”に記載されている最小の規格を採用

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-7」とする。
- ②評価対象機種の所有を示す書類（船舶検査証書等）の写しを添付する。

1.3. 舗装機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
舗装機械の所有状況	ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャーの所有を評価する。		
	a. 上記の機械を各1台以上所有している	2.0	2.0
	b. 上記の機械を1種類または2種類所有している	1.0	
	c. 上記の機械を所有していない	0.0	

評価のポイント：舗装機械の所有の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「選択評価項目」であり、舗装工事について適用する。
- ②所有には、リース契約も含むこととする。
- ③リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。
- ④リース契約は、契約書に中途で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
- ⑤ロードローラは、設計図書で指定がない限り、マカダム・タンデムを問わない。
- ⑥アスファルトフィニッシャーは、設計図書で指定がない限り、ホイール・クローラを問わない。
- ⑦共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-7」とする。
- ②評価対象機種の所有を示す書類（自動車検査証等）の写しを添付する。

14. 建物解体機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
建物解体機械の所有状況	建物解体専用機、アタッチメントの所有を評価する。		
	a. 上記の建物解体専用機を1台以上、及びアタッチメントを2種類以上所有している	2.0	2.0
	b. 上記の建物解体専用機を1台以上、及びアタッチメントを1種類以上所有している	1.0	
	c. 上記の機械を所有していない	0.0	

評価のポイント：建物解体機械の所有の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①本評価項目は、「選択評価項目」であり、建物解体工事について適用する。
- ②所有には、リース契約も含むこととする。
- ③リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。
- ④リース契約は、契約書に中途で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
- ⑤建物解体専用機は運転質量30t以上で、超ロングアタッチメント又はセパレートブルームのものとする。
- ⑥アタッチメントはバックホー0.8t対応以上で、コンクリート大割機又は鉄骨切断機（S RC兼用を含む）のものとする。
- ⑦共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
- ⑧共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-8」とする。
- ②評価対象機種の所有を示す書類（特定自主検査記録表等）の写しを添付する。

15. 公共土木施設の維持管理業務の実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去5年間の 公共土木施設の維持 管理業務の契約実績	a. 維持管理業務の契約実績がある (工事箇所と同一管内の実績の場合)	1.0	1.0
	b. 維持管理業務の契約実績がある (工事箇所と同一管内以外の実績の場合)	0.5	
	c. 維持管理業務の契約実績がない	0.0	

評価のポイント：過去5年間の維持管理業務の契約実績の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去5年間」とは、直前5カ年度及び技術資料提出期限日までとする。
- ②対象とする公共施設の維持管理業務は、秋田県及び秋田県内の市町村発注の契約実績とする。
- ③評価する契約実績は、年間（除排雪はシーズン）を通して行う公共土木施設の維持管理業務とし、次の業務委託等について評価する。
(秋田県発注)
 - 道路・河川等維持管理業務委託
 - 道路除排雪作業業務委託（春山除排雪を除く）
 - 港湾土木施設維持管理業務委託
 - 空港土木施設維持管理業務委託
- (市町村発注)
 - 道路維持管理業務委託（「道路パトロール」及び「舗装・道路付属物補修、又は路面等清掃、又は除草、又は応急処理」を含む業務で、契約日から業務完了日までの日数が、150日以上のもの）
 - 道路除雪又は道路除排雪業務委託（契約日が9月1日から12月31日までの間で、業務完了日が3月以降のもの）
- ④契約実績の契約期間（契約日又は業務完了日）が「過去5年間」に入っている場合に評価する。
- ⑤共同企業体として契約した実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず、最も評価が高い者とする。
- ⑦企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の契約実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。
- ②記載様式は、「別記様式2-8」とする。
- ③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去1年間の「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の有無	a. 措置無し	0.0	-2.0
	b. 警告通知有り（マイナス評価）	-1.0	
	c. 指名差し控え又は指名停止有り（マイナス評価）	-2.0	

評価のポイント：過去1年間に秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」（以下「警告通知」という。）、「指名差し控え」、「指名停止」の有無を対象とする。

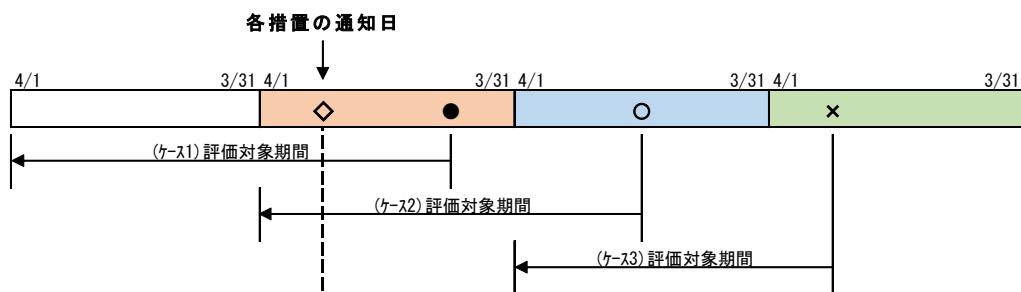
評価に関する運用事項

- ①「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとし、この期間内に通知された措置を対象とする（契約年月日ではなく、措置の通知日で判断）。
- ②対象期間内に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員のいずれの措置も対象とする。
- ④評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業が受けた措置も対象とする。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式2-9」とする。
- ②評価対象期間内に企業が合併している場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

【評価期間（「過去1年間」）イメージ図】



- | | | |
|-----------------------|---|-----------|
| (ケース1) 技術資料提出期限日が●の場合 | → | 評価の対象とする |
| (ケース2) 技術資料提出期限日が○の場合 | → | 評価の対象とする |
| (ケース3) 技術資料提出期限日が×の場合 | → | 評価の対象としない |

II 技術者等の評価

標準：◎ 法面：◎ 建築：◎

17. 若手又は女性技術者の育成

評価内容	評価基準	基準配点	得点
若手技術者の配置の有無	a. 35歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0
	b. 35歳以上40歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	
	c. 35歳未満の現場代理人への配置	1.2	
	d. 35歳以上40歳未満の現場代理人への配置	0.8	
	e. いずれにも配置無し	0.0	
女性技術者の配置の有無	a. 監理又は主任技術者への配置	1.2	
	b. 現場代理人への配置	0.6	
	c. いずれにも配置無し	0.0	

評価のポイント：若手又は女性技術者を監理又は主任技術者や現場代理人に配置し育成を図る場合に、配置する役割に応じて評価する。

評価に関する運用事項

①「若手技術者」とは、満40歳未満とし、性別は問わない。

評価対象としては、満年齢に達する誕生日が技術資料提出期限日の2日後以降の者とする（「年齢計算ニ関スル法律」に基づく）。

例)	技術資料提出期限日	満40歳の誕生日	評価
	R4年4月1日	R4年4月3日	若手である
	R4年4月1日	R4年4月2日	若手でない

「女性技術者」の場合は、年齢を問わない。

②若手又は女性技術者（以下、「若手技術者等」という）を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等は工事実績情報システム（コリンズ）の「技術者ID」を取得している者でなければならない。

③若手と女性の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。

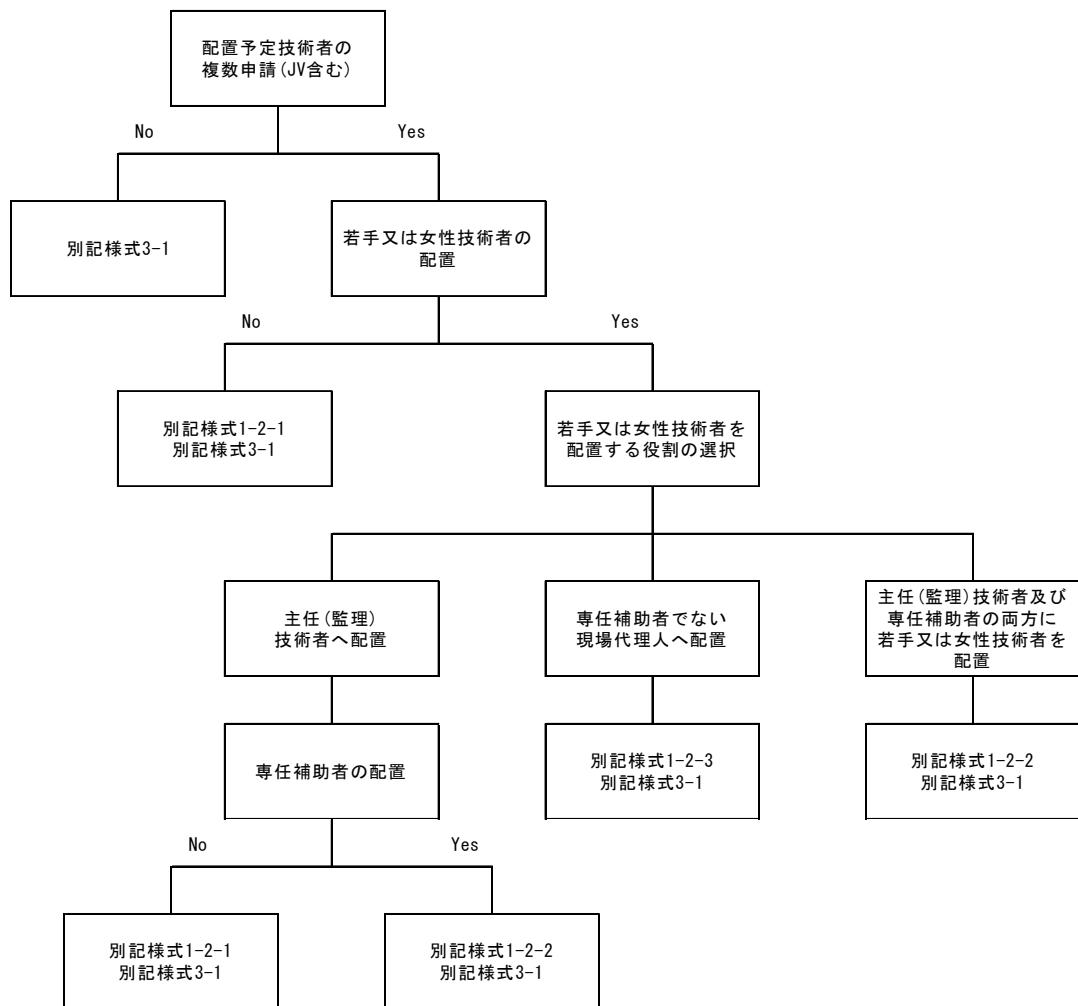
			配置する役割	
			監理又は主任技術者	現場代理人
年 性 別	35歳未満		女性	2.0
	男性			
	35歳以上40歳未満		女性	1.6
	男性			0.8
40歳以上		女性	1.2	0.6
		男性	0.0	0.0

- ④若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができる。
 (当手引きP 6 「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を参照)

■ 技術資料作成時の留意事項

- ①若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。
- ②専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。
- ③技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。ただし、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合に限定するものとする。
- ④記載様式は、「別記様式3-1」とする。
- ⑤同一企業で複数の若手技術者等、専任補助者の申請があった場合は、「別記様式1-2-1、1-2-2及び1-2-3」の算定により評価する。

複数の配置予定技術者を申請する場合の様式を示すフロー



18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の同種工事の施工実績**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去10年間の同種工事又は類似工事の施工実績	a. 同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	b. 類似工事の施工実績がある	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）が過去10年間に従事した同種工事又は類似工事の施工実績を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去10年間」とは、直前10カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事完成年月日が含まれる工事を対象とする。
- ②「過去10年間」の実績を標準とするが、実績件数が少ないと発注者が判断する場合は実績期間を拡大し、入札公告文に明示する。なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。
- ③同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
- ④工事特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
- ⑤国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。
※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第3セクター、PFI事業者を指す。
- ⑥過去の施工実績は、「監理技術者」、「主任技術者」、及び「専任補助者」として従事したものに限定する。
- ⑦以前勤めていた企業で施工した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（C O R I N S データの写し等）を添付すること。
- ⑧専任補助者を配置する場合は、当手引きP.6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

- ①工事実績情報システム（C O R I N S）に登録されていない工事を記載する場合は、契約書の写し及びその工事内容が分かる資料（設計図書等の写し）を添付すること。
- ②技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。ただし、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合に限定するものとし、技術者の変更に伴う施工実績の取扱い等については、本手引きP.5「総合評価落札方式における技術者について」の内容に留意すること。

- ③休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。
- ④過去の施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを1件記載する。
- ⑤記載様式は、「別記様式3-1」とする。
- ⑥同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は、「別記様式1-2-1、1-2-2及び1-2-3」の算定により評価する。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、「別記様式1-2-1」の算定により評価する。

19. 配置予定技術者の工事成績評定点

※専任補助者を配置した場合、専任補助者の工事成績評定点

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去5年間の県発注工事で獲得した工事成績評定点の最高点	a. 85点以上	3.0	3.0
	b. 84点	2.5	
	c. 83点	2.0	
	d. 82点	1.5	
	e. 81点	1.0	
	f. 80点	0.5	
	g. 80点未満 (評価点を有しない場合も含む)	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）が過去5年間に従事した県発注工事の工事成績評定点の最高点を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去5年間」とは、直前5カ年度及び技術資料提出期限日までをいい、期間内に工事成績評定通知を受けた秋田県発注工事を対象とする。なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。
- ②評価の対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う15工種）とする。
- ③「監理技術者」、「主任技術者」及び「専任補助者」として従事したものと評価対象とする。
- ④以前勤めていた企業で従事した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（C O R I N S データの写し等）を添付すること。
- ⑤専任補助者を配置する場合は、当手引きP.6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

- ①技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。ただし、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合に限定するものとし、技術者の変更に伴う施工実績の取扱い等については、本手引きP.5「総合評価落札方式における技術者について」の内容に留意すること。
- ②休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。
- ③評価対象工事は、当該工事と同じ格付工種に該当する代表的なものを1件記載する。
- ④記載様式は、「別記様式3-1」とする。
- ⑤同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は、「別記様式1-2-1、1-2-2及び1-2-3」の算定により評価する。
- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、「別記様式1-2-1」の算定により評価する。

20. 配置予定技術者の継続教育（CPD）の取組

※専任補助者を配置した場合、専任補助者の継続教育（CPD）の取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
過去2年間の継続教育（CPD）の取得状況	a. 継続教育（CPD）の証明有り (各団体推奨単位以上の取得実績)	1.0	1.0
	b. 継続教育（CPD）の証明有り (各団体推奨単位の1/2以上の取得実績)	0.5	
	c. 継続教育（CPD）の証明無し 又は各団体推奨単位の1/2未満	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）の継続教育（CPD）への取り組みを評価する。

評価に関する運用事項

- ①継続教育（CPD）は、建築、建築機械設備及び建築電気設備工事については、建築CPD運営会議に加盟している団体が発行する継続教育証明書（以下、「証明書」という）を評価の対象とする。
- ②上記以外の工事については、建設系CPD協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。
- ③CPD単位登録証明書は技術資料提出期限日から1年以内に発行されたものを有効とする。
- ④継続教育（CPD）の実績は、疫病等による影響を考慮し、当面の間、前2カ年度又は証明書発行日以前の2年間を有効とする（内訳書により確認）。なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等のやむを得ない事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。

例)

推奨単位	証明書	判定	配点
1年間で必要な ユニット数：30	R1 取得単位数 20ユニット	20+15=35(≥30ユニット)	1.0点
	R2 取得単位数 15ユニット	※過去2年間を有効とする	

- ⑤複数年での取得証明の場合で内訳が証明できない場合には、直近5カ年を限度として、各団体の推奨単位（必要な単位）で比較するものとする。

例)

推奨単位	証明書	判定	配点
1年間で必要な ユニット数：20	54ユニット (3年間)	54÷3=18 18×2年=36(≥20ユニット)	1.0点
3年間で必要な ユニット数：150	54ユニット (1年間)	54×3=162(≥150ユニット)	1.0点

- ⑥秋田県実施の技術力研修で発行する「継続教育（CPD）非加入者用受講証明書」は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会の推奨単位を取得したものとして取り扱う。
- ⑦専任補助者を配置する場合は、当手引きP.6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載する単位は、各団体が発行する継続教育証明書があるものに限定する。
- ②休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に取得している単位を評価する。
- ③記載様式は、「別記様式3－1」とする。
- ④同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は、「別記様式1－2－1、1－2－2及び1－2－3」の算定により評価する。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、「別記様式1-2-1」の算定により評価する。

2.1. 配置予定技術者の保有資格**※専任補助者を配置した場合、専任補助者の保有資格**

評価内容	評価基準	基準配点	得点
配置予定技術者 (監理技術者等) の 保有資格	a. ○○○○士 (△△△△者) の資格を有する	2.0	2.0
	b. ○○○○士 (△△△△者) の資格を有する	1.0	
	c. 上記資格を有しない	0.0	

評価のポイント：配置予定技術者（監理技術者等）の主要工種に関する保有資格を評価する。

評価に関する運用事項

- 「建築」については必須項目、「標準及び法面」については、「選択評価項目」である。
- ①品質向上の観点から、主要工種に求められる専門性を評価する。
- ②求める資格によっては、中間配点（1点）を設定しない。
- ③工事内容及び規模に応じ、配置予定技術者の保有資格を評価項目として設定する。
 - 1)コンクリート主任技士、コンクリート技士
 - 2)コンクリート診断士、一級構造物診断士、土木鋼構造診断士
 - 3)舗装施工管理技術者
 - 4)のり面施工管理技術者
 - 5)地すべり防止工事士
 - 6)構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
 - 7)プレストレストコンクリート技士
 - 8)その他（必要に応じて工事毎に評価基準を設定する）
- ④主要工種の工事内容や規模に応じた保有資格の設定基準を別表－1に示す。
- ⑤専任補助者を配置する場合は、当手引きP.6「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式3－1」とする。
- ②同一企業で複数の配置予定技術者の申請があった場合は、「別記様式1－2－1、1－2－2及び1－2－3」の算定により評価する。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、「別記様式1－2－1」の算定により評価する。

別表－1 配置予定技術者の保有資格及び主要材料の管理体制の設定基準

主要工種	工事規模等	評価する保有資格と配点	評価する管理体制と配点
①鉄筋コンクリート工	重要構造物 ^{※1)} のうち、新設工事	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点 ※PC工事の場合は次を設定 ◇プレストレス コンクリート技士 2点 ◇資格無し 0点	◆コンクリートプラント ◇自社所有 2点 ◇共同出資 1点 ◇所有していない 0点
	重要構造物 ^{※1)} のうち、補修・補強工事	※工事の条件等により次のどちらかを設定 ◇コンクリート診断士 又は一級構造物診断士 2点 ◇資格無し 0点 ◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	
	コンクリート体積が 200m ³ 以上の工事	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	◆コンクリートプラント ◇自社所有 2点 ◇共同出資 1点 ◇所有していない 0点
②無筋コンクリート工	コンクリートえん堤工を含む工事 ^{※2)}	◇コンクリート主任技士 2点 ◇コンクリート技士 1点 ◇資格無し 0点	
③鋼構造物	補修・補強工事	◇土木鋼構造診断士 又は一級構造物診断士 2点 ◇資格無し 0点	
④舗装工	すべて対象	◇一級舗装施工管理技術者 2点 ◇二級舗装施工管理技術者 1点 ◇資格無し 0点	●アスファルトプラント ^{※3)} ○自社所有 2点 ○共同出資 1点 ○所有していない 0点
⑤法面工	法面緑化工 ^{※4)} 、吹付け工、モルタル・コンクリート吹付け工、金網・繊維ネット張工、連続繊維補強土工又は長繊維補強土工	◇のり面施工管理技術者 2点 ◇資格無し 0点	
⑥地すべり防止工	すべて対象	◇地すべり防止工事士 2点 ◇資格無し 0点	
⑦建築工事	すべて対象	◇構造設計一級建築士 2点 ◇設備設計一級建築士 2点 ◇建築設備士 1点 ◇資格無し 0点	(建築一式工事) (機械・電気設備工事) (機械・電気設備工事)

※1) 重要構造物とは、高さ5m以上のRC擁壁、内空断面25m²以上のRCボックス類、橋梁上部工・下部工、トンネル、高さ3m以上の堰、水門、樋門、下水道処理場及びポンプ場（土木工事）である

※2) 本堤、副堤、垂直壁、側壁、水叩きのいずれも対象とする。ただし、床固工は、単独床固工、渓流保全工上流端の床固工のみを対象とする（渓床堆積物の流出防止を有するものに限定する）

※3) 潜青安定処理合材を含むアスファルト合材使用量の合計が300t以上の場合設定

※4) 種子吹付け工及び厚層基材吹付け工を含む

※5) 工事の規模や条件等により、設定が変更となる場合がある

2.2. 登録基幹技能者等の配置

評価内容	評価基準	基準配点	得点
当該工事における登録基幹技能者等の配置	a. 登録〇〇基幹技能者等の配置	2.0	2.0
	b. 〇〇士等の配置	1.0	
	c. 上記以外	0.0	

評価のポイント：当該工事に登録基幹技能者等を配置する場合に評価する。

評価に関する運用事項

- ①登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習の修了者）、技能士（職業能力開発促進法の技能検定合格者）及び登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者（以下、「登録基幹技能者等」という）を評価対象とする（建設マスターを除く）。
- ②発注工事種別毎の評価対象登録基幹技能者等の目安は別表－5のとおりとし、該当する登録基幹技能者等を受注者が自己申告するものとする。
- ③申告した登録基幹技能者等が別表－5の発注工事種別に該当しない場合であっても、当該工事内に該当する工種が含まれる場合は評価対象とする。
- ④公共建築工事標準仕様書の適用工事については、当該工事の「建築工事特記仕様書」で指定する技能士に関連する登録基幹技能者等の配置のみを評価する（b. 〇〇士等の配置は評価しない）。
- ⑤当該工事に評価対象の登録基幹技能者等を1名以上配置することを評価する（元請け・下請けを問わない）。
- ⑥本工事における配置予定技術者（監理技術者等又は現場代理人）として申請する技術者は評価対象としない。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として評価基準を満たしていれば良い。
- ⑧登録基幹技能者等は常駐を求めるものではないが、当該工事への関与が認められなければならない。
- ⑨受注者は当該登録基幹技能者等の関与の状況が確認できる適切な書類（※）を監督職員に提出しなければならない。
 （※）登録基幹技能者等の立場により提出書類は異なる。
 提出書類の例：作業手順書、指示書、安全日誌、安全日報、従事状況写真など
- ⑩監督職員は⑨の書類や現場での確認により、履行状況を確認する。
- ⑪受注者は、登録基幹技能者等の「種目および修了証番号」（技能士の場合は「職種、実技試験科目及び合格証書番号」、登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者の場合は「資格、講習等の名称」）、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」を施工計画書に記載しなければならない。
- ⑫契約期間内に登録基幹技能者講習修了証の更新期限を迎える場合は、更新後の修了証の写し及び変更施工計画書を監督職員に提出すること。
- ⑬当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ等の対象とする（工事成績評定点は5点減点）。

技術資料作成時の留意事項

- ①記載様式は、「別記様式3－2」とする。
- ②当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書」（設計図書の金抜き設計書）等の写しを添付し、申告する登録基幹技能者等を配置する作業内容が確認できるよう、添付資料上に示すこと。
- ③受注者は、施工計画書に上記運用事項⑪に示す項目を記載するとともに、作業手順書、指示書、連絡調整文書、安全日誌、安全日報などにより、登録基幹技能者等が当該作業へ従事していることを証明すること。

別表－5 登録基幹技能者等 適用発注工事種別一覧

○下表は評価の目安であり、当該工事の作業内容に該当しない登録基幹技能者等の配置は評価しないこととする。

○発注者は、申告された登録基幹技能者等が当該工事の作業内容に適したものであるかを、「本工事費内訳書」、「工事費明細書」により確認すること。

No.	登録基幹技能者 【配点 2点】	該当となる工事種別															技能士及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点 1点】 ※公共建築工事標準仕様書の適用工事の場合は 対象外		
		一般土木	P工	とじ び・ 土工	しゆ んせ 工	法面 処理	建築 式	電気 設備	衛生 施設	給水 設備	鋼構 造物	ほ 一 般 塗装	路 面標 示	機械 器具設 置	電 気通 信	造 形	さく 井	上下 水道施 設	解 体
1	登録電気工事基幹技能者						●							●	●				第1種電気工事士
2	登録橋梁基幹技能者			●					●										鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者 足場の組立等作業主任者技能講習修了者 玉掛け技能講習修了者
3	登録造園基幹技能者															●			1級造園技能士、1級造園施工管理技士
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	●	●	●			●												1級コンクリート圧送施工技能士
5	登録防水基幹技能者						●												1級防水施工技能士
6	登録トンネル基幹技能者	●	●																発破技師 火薬類取扱保安責任者(甲または乙) 土木施工管理技士(1級・2級)
7	登録建設塗装基幹技能者						●					●							1級建築塗装技能士、1級鋼橋塗装技能士
8	登録左官基幹技能者						●												1級左官技能士 職業訓練指導員(左官職種) 1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士(仕上げ) 建設機械整備技能士 職業訓練指導員(土木施工・建設機械運転及び整備) 建設機械施工技士(1級・2級) 施工管理技士(土木・建築・管工事・造園)(1級・2級)
9	登録機械土工基幹技能者	●	●																
10	登録海上起重基幹技能者				●														海上起重作業管理技士
11	登録P C基幹技能者	●	●																コンクリート架橋設等作業主任者 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
12	登録鉄筋基幹技能者	●	●				●												1級鉄筋技能士
13	登録圧接基幹技能者	●	●				●												手動ガス圧接技量資格(3種・4種) 高分子天然ガス圧接技量資格(3種・4種)
14	登録型枠基幹技能者	●	●				●												1級型枠施工技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
15	登録配管基幹技能者						●		●					●					1級配管技能士
16	登録窓・土工基幹技能者	●	●	●	●	●	●		●							●			1級とび技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級)
17	登録切断穿孔基幹技能者	●	●																コンクリート等切断穿孔技能審査(厚生労働省認定)
18	登録内装仕上工事基幹技能者							●											1級内装仕上げ施工技能士 建築施工管理技士(1級・2級)
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者							●											1級サッシ施工技能士 1級カーテンウォール技能士
20	登録エクステリア基幹技能者			●		●										●			1級プロック建築技能士 土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級) 造園施工管理技士(1級・2級)
21	登録建築板金基幹技能者								●										1級建築板金技能士 職長・安全衛生責任者教育講習修了者 アーケ溶接作業主任者特別講習修了者 玉掛け技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者
22	登録外壁仕上基幹技能者							●											外壁仕上一級技能者
23	登録ダクト基幹技能者							●		●				●					1級建築板金技能士(ダクト板金) 管工事施工管理技士(1級・2級)
24	登録保温保冷基幹技能者							●		●									1級熱絶縁施工技能士
25	登録グラウト基幹技能者	●	●																1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(薬液注入) 2級土木施工管理技士(土木) ジェットグラウト技士
26	登録冷凍空調基幹技能者							●		●									1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工業)

No.	登録基幹技能者 【配点 2点】	該当となる工事種別													技能士及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点 1点】 ※公共建築工事標準仕様書の適用工事の場合は 対象外			
		一般土木	P工	とび工	しんせつ理式	法面工	建築工	電気工	衛生工	排水工	構造工	ほんじ工	一般塗装工	路盤工	機械器具設置工	電気通信工	造形工	さく井工
27	登録運動施設基幹技能者																	運動施設施工技士
28	登録基礎工基幹技能者	●	●		●													土木施工管理技士(1級・2級) 建築施工管理技士(1級・2級) 建設機械施工技士(1級・2級) 基礎施工士
29	登録タイル張り基幹技能者				●													1級タイル張り技能士
30	登録標識・路面標示基幹技能者		●						●	●	●							土木施工管理技士(1級・2級) 玉掛け技能講習修了者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 路面標示施工技能士
31	登録消火設備基幹技能者					●	●	●				●	●					消防設備士(甲種第1類・2類・3類) 消防設備士(乙種第1類・2類・3類) 消防設備点検資格者(第1種)
32	登録建築大工基幹技能者						●											1級建築大工技能士 枠組壁建築技能士 建築施工管理技士(1級・2級) 木造建築士(1級・2級) プレハブ建築マイスター
33	登録硝子工事基幹技能者						●											1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級ガラス施工技能士
34	登録A L C基幹技能者						●											エーエルシーパネル施工技能士
35	登録土工基幹技能者	●	●															建設機械施工技士 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 実施機関が定める技能講習
36	登録ウレタン断熱基幹技能者					●												一級熱絶縁施工技能士(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)
37	登録発破・破碎基幹技能者	●	●															建設機械施工管理技士(1級・2級) 土木施工管理技士(1級・2級) 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者
38	登録建築測量基幹技能者						●											測量士、建築施工管理技士(1級・2級) 建築士(1級・2級)
39	登録解体基幹技能者	●					●									●		解体工事施工技士(建設業法施行規則に基づく) 1級建築施工管理技士(登録解体工事講習修了者) 1級土木施工管理技士(登録解体工事講習修了者) 一般建築物石綿含有建材調査者

●秋田県総合評価基準方式運用の手引き（別記様式）一覧（入札参加時提出様式）

令和4年7月1日以降入札公告の発注工事に適用

評価項目 総合評価実施権限項目に係る自己評価申込申請書		評価 基準	添付書類	審査参考
1 企業の評価	(別記様式 1 - 1)			・配置予定技術者を算数申請する場合は （別記様式 1 - 2 - 1、1 - 2 - 2、1 - 2 - 3）を使用
1 企業の同種工事の施工実績	企業	（別記様式 2 - 1） （必要に応じて） ・請負契約書及び設計図書等の写し ・検査結果通知書等の写し ・共同企業体協定書の写し		・ORINSにより評価対象工事であるか確認
2 企業の同格付工種における工事成績評定点	企業	（別記様式 2 - 1） （必要に応じて） ・合併契約書等の写し		・成績評定点一覧確認
3 企業の優良工事表彰	企業	（別記様式 2 - 1） （必要に応じて） ・合併契約書等の写し		・優良工事表彰一覧確認
4 企業の建設キャリアアップシステムへの取組	企業	（別記様式 2 - 2） （必要に応じて） ・事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し ・事業者登録完了メールの写し又は事業者情報登録画面の写し		・登録日、登録情報確認
5-1 主たる営業所の所在	企業	（別記様式 2 - 3） （必要に応じて） ・利根川などの災害協定又は配備体制図 ・連絡系統図 ・合併契約書等の写し		・入札参加資格者名簿、業者管理システム等
5-2 主たる営業所の所在	企業	（別記様式 2 - 3） （必要に応じて） ・利根川などの災害協定又は配備体制図 ・連絡系統図 ・合併契約書等の写し		・入札参加資格者名簿、業者管理システム等
5-3 主たる営業所の所在	企業	（別記様式 2 - 3） （必要に応じて） ・訓練実績を説明する資料（訓練実施状況写真等） ・訓練免許証の写し		・入札参加資格者名簿、業者管理システム等
6 災害時の配備体制及び訓練実績	企業	（別記様式 2 - 3） （必要に応じて） ・正規社員であることと証明する書類（雇用契約書、労働条件通知書等） ・卒業証書、又は修了証書の写し ・離職票、履歴通知書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険退職証明書（日雇労働者手帳）、船員失業保険証の船員失業証明票、雇用前の直近の勤務先が発行した合併契約書等の写し		・資料の通知日、企業名で確認
7-1 企業の雇用に関する実績（新規雇用）	企業	（別記様式 2 - 4 - 1） （必要に応じて） ・採用通知書の写し ・離職票、履歴通知書、雇用保険被保険者手帳、雇用前の直近の勤務先が発行した合併契約書等の写し		・資料の通知日、採用の有無を確認
7-2 企業の雇用に関する姿勢（WBL、職業体験）	企業	（別記様式 2 - 5 - 1） （別記様式 2 - 5 - 2） （必要に応じて） ・職業体験の内容が具体的に確認できる資料 ・実習明書の写し ・合併契約書等の写し		・認定正確認 ・認定正確認 ・内容資料確認
8 モデル工事等への取組	企業	（別記様式 2 - 6） （必要に応じて） ・合併契約書等の写し		・証明書発行日、有効期限確認
9 企業の労働環境（完全週休二日制度）	企業	（別記様式 2 - 6） （必要に応じて） ・主たる営業所の就業規則の写し（労働基準監督署に届出を行ったもの（最新版）） ・給与所得申告書等の写し ・法人税申告書等の写し		・資料により、年間休日数や休日体系を確認
10 企業の賞金水准向上に向けた取組	企業	（別記様式 2 - 6） （必要に応じて） ・主たる営業所の就業規則の写し（労働基準監督署の控えの写し） ・給与所得申告書等の写し（中小企業等の場合）		・資料により、一人当たり給与等支払額の増加率を確認
11 主要材料の製造・施工の管理体制	企業	（別記様式 2 - 7） （必要に応じて） ・計画対象船舶の所有を示す書類（船舶検査証書等）の写し ・賃貸契約書の写し		・完成後様式、添付資料等により確認
12 船舶の所有状況	企業	（別記様式 2 - 7） （必要に応じて） ・計画対象船舶の所有を示す書類（船舶検査証書等）の写し ・賃貸契約書の写し		・資料により所有及び規格を満たすか確認
13 装備機械の所有状況	企業	（別記様式 2 - 7） （必要に応じて） ・計画対象機械の所有を示す書類（自動車検査証等）の写し ・計画対象機械の所有を示す書類（特定自走検査証等）の写し		・書類により所有を確認
14 建物解体機械の所有状況	企業	（別記様式 2 - 8） （必要に応じて） ・長期間リースの場合は、当該年において年間（あるいはそれ以上）を通じた賃貸契約であることを示す、 ・賃貸契約書の写し		・書類により所有を確認
15 公共土木施設の維持管理業務の実績	企業	（別記様式 2 - 8） （必要に応じて） ・業務委託契約書の写し等要約書類がわかる資料		・実績期間を確認
16 低入札に対する警告、指名差し控え、指名停止	企業	（別記様式 2 - 9） （必要に応じて） ・合併契約書等の写し		・警告、指名差し控え、指名停止の実績確認
II 配置予定技術者等の評価				
17 若手又は女性技術者の育成	技術者	（別記様式 3 - 1） （必要に応じて） ・健康保険被保険者証等の写し		・年齢、性別確認 ・ORINSにより建設実績技術者ID確認
18 配置予定技術者の同種工事の施工実績	技術者	（別記様式 3 - 1） （必要に応じて） ・現場代理人・主任（監理）技術者選任履歴 ・配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等		・ORINSにより評価対象工事であるか確認
19 配置予定技術者の工事成績評定点	技術者	（別記様式 3 - 1） （必要に応じて） ・工事成績評定点通知書の写し ・当該工事に從事していたことを証明する書類		・通知書の発行日 ・当該工事との関係を確認
20 配置予定技術者の継続経験（C P D）の取組	技術者	（別記様式 3 - 1） （必要に応じて） ・学習履歴を証明する証明書の写し		・証明書発行日確認 ・推奨単位と取得単位を確認
21 配置予定技術者の保有資格	技術者	（別記様式 3 - 1） （必要に応じて） ・資格証の写し等		・資格証の有効期限
22 登録基幹技術者等の配置	技術者	（別記様式 3 - 2） （必要に応じて） ・当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書」（設計図書の金抜き図面）等の写し		・資料により、申告する登録基幹技能者等の作業内容であるか確認
施工計画	簡易な施工計画書	（別記様式 4 - 1）		
技術提案書	簡易な施工計画書（工程表）	（別記様式 5 - 1）		

別記様式1-1)

卷之三

(单独・共同企業体共通)

申請年月日	〇〇 年 月 日
工事名	企業名
	商号・名称 住所 代表者名 連絡先

借者)

(別記様式1-2-1)

複数の配置予定技術者を申請する場合の「配置予定技術者の能力」評価に係る算定書
(専任補助者を配置しない場合)

工事名：

企業名：

◎「専任補助者でない現場代理人」に配置予定の技術者についても複数申請をする場合は、本様式と別記様式1-2-3の双方を提出すること。

●監理技術者又は主任技術者

企業名(構成員名)	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	配置予定技術者の能力				備考
			18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	
						0	
						0	

※1.「単独」の場合、配置予定技術者の能力の小計が最小となる者を選定し評価対象者とする。

※2.「共同企業体」の場合、各構成員において上記※1.を行い、その中で最も評価点の高いものが当該工事の評価対象者となる。

<記載例> 単独の場合

企業名(構成員名)	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	配置予定技術者の能力				備考
			18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	
A社	a氏	0	2	2	1	1	6
	b氏	2	1	0.5	1	0	4.5
	c氏	2	1	1	1	1	6

<記載例> 共同企業体の場合

企業名(構成員名)	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	配置予定技術者の能力				備考
			18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	
A社	a氏	2	2	0.5	1	0	8
	b氏	0	2	2	0	2	3.5
	c氏	2	0	2	0	2	6
B社	d氏	0	2	1	0	0	3
	e氏	0	0	2	1	0	3
	f氏	2	2	2	2	0	8

★上記の場合、評価点の最も高いA社(3.5点)が共同企業体の評価対象者となる。その評価対象者の点数を別記様式1-1に記載のこと。

(別記様式1-2-2)

複数の配置予定技術者を申請する場合の「配置予定技術者の能力」評価に係る算定書
(専任補助者を配置する場合)

- ◎専任補助者を配置する場合、配置予定技術者の評価項目においては専任補助者を評価対象とする。
- ◎「共同企業体」が、若手又は女性技術者と専任補助者を配置するものとする。

工事名:
企業名:

●主任(監理)技術者

企業名	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	備考

※1.主任(監理)技術者へ配置予定の若手又は女性技術者のみ記載すること(現場代理人へ配置予定の技術者の記載は不要)。

※2.配置予定技術者の評価点が最もとなる者を選定し評価対象者とする。

※3.40歳以上の男性技術者が含まれる場合は加点しない。

※4.主任(監理)技術者の中に、0点の者が候補者にいる場合、別記様式1-2-1を使用すること。

ただし、「共同企業体」で、各構成員から主任(監理)技術者を1名ずつ申請する場合にあっては、いずれかの構成員に若手又は女性技術者がいれば本様式を使用すること。

●現場代理人(専任補助者)

企業名	配置予定技術者氏名	18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	小計	備考
					0	0	

※1.配置予定技術者の能力の小計が最もとなる者を選定し、評価対象者とする。

※3.共同企業体の場合、専任補助者としての配置予定技術者の申請及び構成員を問わざー社のみとする。

<記載例>主任(監理)技術者の場合

単独の場合

企業名	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	備考
A社	a氏 b氏 c氏	2 2 2	同点のため、どの点数を採用しても良い。

<記載例>専任補助者を配置する場合

企業名	配置予定技術者氏名	18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	小計	備考
A社	d氏 e氏 f氏	1 1 2	0.5 1 2	0 1 1	0 0 2	4 3.5 6	A社の中で小計が最小のd氏がA社の点数となる。

企業名	配置予定技術者氏名	18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	小計	備考
A社	d氏(専任補助者) e氏(専任補助者)	2 2	1 2	1 1	0 0	4 5	A社の中で小計が最小のd氏がA社の点数となる。
B社	f氏(主任技術者) g氏(主任技術者) h氏(主任技術者)	2 2 2	0 0 2	0 0 2	0 0 0	2 2 6	B社はf氏、g氏同点のためどちらの点数を採用しても良い。

共同企業体の場合

企業名	配置予定技術者氏名	18.同種工事の施工実績	19.工事成績評定点	20.継続教育(CPD)の取組	21.保有資格	小計	備考
A社	d氏(専任補助者) e氏(専任補助者)	2 2	1 2	1 1	0 0	4 5	A社の中で小計が最小のd氏がA社の点数となる。
B社	f氏(主任技術者) g氏(主任技術者) h氏(主任技術者)	2 2 2	0 0 2	0 0 2	0 0 0	2 2 6	B社はf氏、g氏同点のためどちらの点数を採用しても良い。

★上記の場合、評価点の最も高いA社(4点)が共同企業体の評価対象者となる。その評価対象者の点数を別記様式1-1に記載のこと。

(別記様式1-2-3)

複数の配置予定技術者を申請する場合の「配置予定技術者の能力」評価に係る算定書
(専任補助者でない現場代理人に若手又は女性技術者を配置する場合)

(単独・共同企業体共通)

工事名:
企業名:

◎「監理技術者又は主任技術者」に配置予定の技術者についても複数申請をする場合は、本様式と別記様式1-2-1の双方を提出すること。

●専任補助者でない現場代理人

企業名	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	備考
	a氏	1	
	b氏	1	
	c氏	1	

※1. 現場代理人へ配置予定の若手又は女性技術者のみ記載すること(主任(監理)技術者へ配置予定の技術者の記載は不要)。

※2. 配置予定技術者の評価点が最小となる者を選定し評価対象者とする。

※3. 40歳以上の男性技術者が含まれる場合は加点しない。

※4. 専任補助者でない現場代理人の複数配置は認めない。

<記載例> 単独の場合

企業名	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	備考
A社	a氏	1	同点のため、どの点数を採用しても良い。
	b氏	1	
	c氏	1	

<記載例> 共同企業体の場合

企業名	配置予定技術者氏名	17.若手又は女性技術者の育成	備考
A社	a氏	1	同点のため、どの点数を採用しても良い。
B社	c氏	1	

(別記様式2-1)

1. 企業の同種工事の施工実績に係る申請書
2. 企業の同格付工種における工事成績評定点に係る申請書
3. 企業の優良工事表彰に係る申請書

◎共同企業体の場合は構成員ごとに別業としてすること。

1. 企業の同種工事の施工実績	工事名 工事番号 登注公所 完成年月日 同種又は類似工事の内容(条件に関連する工法、施工数量等を記載のこと) CORINS登録番号							
	※1. 次の資料を添付すること。 ①CORINSに登録されていない工事を記載する場合、請負契約書及び設計図書等(金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種工事であることが確認できる資料)の写し、検査結果通知書等で工事完成年月日が確認できる資料の写し ②合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し ③共同企業体で施工したCORINSに登録されない工事については、共同企業体協定書の写し							
2. 企業の同格付工種における工事成績評定点								
工事名 工事番号 登注公所 完成年月日 工事成績評定点								
※1. 評価対象とする同格付工種の工事成績評定点を全て記載すること。 ※2. 行数が不足している場合は、追加して記載すること。 ※3. 次の資料を添付すること。 ①企業が合併している場合は、合併契約書等の写し								
3. 企業の優良工事表彰								
該当する秋田県優良工事表彰の受賞の有無 「有」の場合における内容		有	・	無				
※1. 次の資料を添付すること。 ①合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し		第〇回秋田県優良工事表彰、工事名:〇〇〇〇、格付工種:〇〇〇〇						
3. 企業の優良工事表彰		小数点第2位切り捨て						

(別記様式2—2)

建設キャリアアップシステム(CCUS)の取組に係る申請書

工事名 :
企業名 :

1. 企業におけるCCUS事業者登録

(選択してください)
CCUS事業者登録の有無

(注)建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合は「有り」、事業者登録していない場合は「無し」を選択すること。「有り」を選択している場合は、評価しない。

※1 搬扱書類として、「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」の写しのほか、「事業者登録完了メール」の写し又は「CCUSの事業者情報登録画面」の写しを添付すること。

2. 当該工事におけるCCUSの活用

(選択してください)
当該工事のCCUSの活用

(注)建設キャリアアップシステムの事業者登録を完了し、当該工事現場で活用する場合は「活用する」を選択すること。「活用する」を選択していない場合は、評価しない。(「活用の申告無し」とする)

※2 建設キャリアアップシステムを「当該工事現場で活用する」とは、元請け企業(受注者)としてCCUSに事業者登録を行い、当該工事現場IDを取得し、当該現場情報を登録できる建設キャリアアップシステムカードのカードリーダーを現場に設置し、技能者の就業履歴等を蓄積することをいう。

※3 下請契約を締結する場合は、受注者及び下請企業がCCUSにより技能者の就業履歴を蓄積しなければならない。(履行義務)

(別記様式2-3)

5-1、5-2、5-3. 主たる営業所の所在に係る申請書

企業名

6. 災害時の配備体制及び訓練実績に係る申請書

※※※1. 齊備備蓄訓練の実施内容には、訓練実施事項、参加人數、使用機材、実施場所等について具体的に記載すること。

※2. 次の資料を添付すること。

- ①秋田県との災害協定書の写し(秋田県と災害協定を、地域振興局に提出している場合は不要)
②連絡系統図又は配備体制図(秋田県と災害協定を締結している学会・協会等の会員の場合は不要)
③訓練実績を説明する資料(訓練実施状況写真等)
④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し

(別記様式2-4-1)

7-1. 企業の雇用に関する実績に係る申請書

(1) 新規雇用の実績(新卒者雇用)

氏名	雇用年月日	県内高校または大学等の名称	卒業年月
.....	〇〇年〇月〇日	〇〇年〇月
.....

※1. 次の資料を添付すること。

①卒業証明書、又は修了証書の写し

②採用通知書の写し

③住民票(提出日の3ヶ月以内の発行、及び個人番号が記載されていないものに限る)、又は運転免許証の写し

④正規社員であることを証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書等)

⑤合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し

(2) 新規雇用の実績(離職者雇用)

氏名	雇用年月日	雇用前の直近の勤務先
.....	〇〇年〇月〇日
.....

※1. 次の資料を添付すること。

①離職票、解雇通知書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者手帳(日雇労働被保険者手帳)、船員失業保険証の船員失業証明票、雇用前の直近の勤務先が発行した退職証明書(代表者印必須)の中のいずれかひとつでの写し

②住民票(提出日の3ヶ月以内の発行、及び個人番号が記載されていないものに限る)、又は運転免許証の写し

③正規社員であることを証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書等)

④合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し

○準県内企業の場合以下の資料を添付すること。

①建設業許可通知書の写し

②秋田県内にある営業所等の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の名簿(提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの)

③秋田県内にある営業所等の社員の健康保険被保険者証の写し(高齢者等により提出できない場合にあつては、職員の常勤性を確認できる書類)

④秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し(氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分)又は住民票(提出日の3ヶ月以内の発行、及び個人番号が記載されていないものに限る)の写し

⑤建設業許可申請書(受付印のあるもの)の写し及び同申請書別紙2営業所一覧表の写し

工事名:
企業名:

(別記様式2-5-1)

7-2. 企業の雇用に関する姿勢に係る申請書

工事名:
企業名:

(1)ワークライフバランス企業認定等の有無

ワークライフバランス企業認定等の名称	認定等年月日
秋田県男女イキイキ職場宣言	〇〇年月日
秋田県男女共同参画社会づくり表彰	
秋田県子ども・子育て支援知事表彰	
秋田県女性の活躍推進企業表彰	
ベビーウエーブ・アクション会長表彰	
一般事業主行動計画の策定・届出	
策定・届出の義務	(選択してください)
女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定(プラチナえるぼし認定含む)	
次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定(プラチナくるみん認定含む)	
若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定	

※1. 認定等の実績が無ければ空欄とする。

※2. 認定等を確認できる書類(協定書、表彰状、認定証、一般事業主行動計画策定・変更届(労働局が受付したもの))の写しを添付すること。

(2)過去2年間の職業体験等の実施の有無

実施期間	種別	参加者の所属	受入営業所等の所在地(市町村名)
〇〇年月日～〇〇年月日			

※1. 「実施期間」には職業体験等を実施した期間を記載する。

※2. 「種別」にはインターンシップ、職業体験、職場見学などの種類を記載する。

※3. 「参加者の所属」には、〇〇大学、〇〇小学校など学校名等を記載する。

※4. 次の資料を添付すること。

①別記様式2-5-2「職業体験等受入実施証明書」の写し

②内容が具体的に確認できる資料(職業体験のプログラム、作業内容が分かかる資料、写真等)

③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し

(別記様式2-5-2)

職業体験等受入実施証明書

○○ 年 月 日

証明者
様

申請者
商号又は名称
代表者

秋田県工事総合評価落札方式の技術資料（職業体験等の実績を証明する書類）として利用するため、当社が次のとおり職業体験等の受け入れを実施したことを証明願います。

受入実施期間：○○ 年 月 日～○○ 年 月 日（日間）

受入営業所住所：

受入人數：	学年	名	
	学年	名	
	学年	名	合計

活動内容：
(具体的に)

上記内容のとおり、貴社から職業体験等（就業予定者の研修を除く）の受け入れについて協力を得たことを証明します。

○○ 年 月 日

証明者

- ※1 学校等からの依頼でなく、企業の募集等により実施した職業体験等においては、参加者の代表又はその保護者等を証明者とする。
- ※2 証明者の身分等（役職・立場）を明記すること。
例) ○○県立○○高等学校長、○○会代表○○○○、保護者代表○○○○ 等
- ※3 本様式に、職業体験等の内容が具体的に確認できる資料（実施日、職業体験のプログラム、作業内容が分かる資料や写真など）を添付すること。

(別記様式2-6)

8. モデル工事等への取組に係る申請書

9. 企業の労働環境に関する姿勢に係る申請書

10. 企業の賃金水準向上に向けた取組に係る申請書

工事名:

企業名:

8. モデル工事等への取組	実施証明書の有無		達成状況
ICT活用工事	(選択してください)		
週休二日工事	(選択してください)		(選択してください)
女性活躍(登用)工事	(選択してください)		(選択してください)

※1. 国、都道府県、市区町村が発行した有効期限内である実施証明書の写しを添付すること。

※2. 実施証明書の区分が記載されていない場合は、区分がわかる資料の写しを添付すること。(実施証明書発行要領等)

※3. 企業が合併している場合は、次の資料を添付すること。

①合併契約書等の写し

9. 企業の労働環境に関する姿勢	区分		年間休日日数
	(選択してください)		

※1. 労働基準監督署に届出を行つた最新の就業規則の写し(労働基準監督署の押印、体日制度が明記されているもの)を添付すること。

10. 企業の賃金水準向上に向けた取組	給与等支払年	人員(人)	支払金額(円)	一人当たり支払額(円) ※1円未満切り上げ (自動計算)
	令和3年分	31	164,685,000	5,312,420
	令和4年分	30	162,131,000	5,404,367

※給与等支払い年、人員(人)、支払金額(円)欄のみ入力

増加率(%) ※小数点第二位四捨五入 (自動計算)	対前年比増加率 1.73
---------------------------------	-----------------

1 対象となる年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「Ⓐ俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載した「人員」と「支払金額」を記載する。

2 共同企業体の結成が入札参加要件どなつている場合は、本様式は構成員ごとに別表とすること。

3 本様式に、対象となる年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付すること。

4 中小企業等の場合は、本様式に、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」の写しを添付すること。

(別記様式2-7)

11. 主要材料の製造・施工の管理体制に係る申請書
 12. 船舶の所有状況に係る申請書
 13. 輸装機械の所有状況に係る申請書

工事名:
企業名:

11. 主要材料の製造・施工の管理体制

評価対象施設名	施設の保有状況
コンクリートプラント 又は アスファルトプラント	有・無 (プラント名: (プラントから現場までの距離: 約 km) (保有形態: 自社所有・自社所有以外(保有形態を記載))

※工場製品(橋桁等)は主要材料の評価対象としない。

12. 船舶の所有状況

船舶の種類	船舶の規格	所有形態(所有・賃貸)
.....

※1. 次の資料を添付すること。

- ①評価対象船舶の所有を示す書類(船舶検査証書等)の写し
 ②賃貸の場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写し

13. 輸装機械の所有状況

輸装機械の種類	輸装機械の規格	所有形態(所有・長期リース)
.....

※1. 次の資料を添付すること。

- ①評価対象機種の所有を示す書類(自動車検査証等)の写し
 ②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写し

(別記様式2-8)

14. 建物解体機械の所有状況に係る申請書
15. 公共土木施設の維持管理業務の契約実績に係る申請書

工事名:
企業名:

建物解体専用機の種類	建物解体専用機のメーカー及び型式	所有形態(所有・長期リース)
アタッチメントの種類	アタッチメントのメーカー及び型式	所有形態(所有・長期リース)

※1. 次の資料を添付すること。
①評価対象機種の所有を示す書類(特定自主検査等)の写し
②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写し

15. 公共土木施設の維持管理業務の契約実績

項目	過去5年間の公共土木施設の維持管理業務の契約実績
契約名	〇〇道路(河川)等維持管理業務委託 〇〇-〇〇〇-YO
契約の相手	〇〇地域振興局長
契約日	〇〇 年 月 日
業務完了日	〇〇 年 月 日

※1. 次の資料を添付すること。
①業務委託契約書の写し等契約実績がわかる資料(秋田県発注の維持管理業務を申請する場合は不要)
②市町村発注で共同企業体で契約した実績を申請する場合は、共同企業体協定書の写し
③合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書等の写し

16. 低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止に係る申請書

工事名:
企業名:

措置の種類	通知年月日
低入札受注による指名差し控えの警告、 指名停止	低入札受注による指名差し控えの警告
	指名差し控え
	指名停止

※1. 対象期間内の措置を各一つ記載すればよい。

※2. 企業が合併している場合は、次の資料を添付すること。
①合併契約書等の写し

(別記様式3-1)

17. 若手又は女性技術者の育成に係る申請書
18. 配置予定技術者の工事成績評定点に係る申請書
19. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組に係る申請書
20. 配置予定技術者の保有資格に係る申請書
21. 配置予定技術者の配置の有無

- ◎評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ◎確認申請書等の様式第3号に記載がない者は評価しないこととする。
- ◎複数の配置予定技術者(若手又は女性技術者、専任補助者含む)を申請する場合は、配置予定の全ての組み合わせについて別葉にて記載し提出すること。
- ◎若手技術者等を監理技術者等に配置し、かつ、専任補助者を配置した場合は、専任補助者を評価対象者(配置予定技術者)として評価する。

専任補助者の配置の有無 (選択してください)

配置予定技術者の氏名	○○ ○○	配置予定技術者の役割	(選択してください)		
	生年月日	技術資料提出期限日時点の年齢	性別	CORINS建設実績技術者ID	
17. 若手又は女性技術者					
1. 主任(監理)技術者又は現場代理人として配置する若手又は女性技術者のみ記載すること。					
2. 次の資料を添付すること。					
①氏名、生年月日及び性別を確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し)					
配置予定技術者の氏名	○○ ○○(※)	配置予定技術者の役割	(選択してください)		
	工事名	工事番号	発注公所	完成年月日	従事役職
18. 配置予定技術者の同種工事の施工実績				(例)主任・技術者	同種又は類似工事の内容(条件に関連する工法、施工数量等を記載のこと)
1. CORINSに登録されていない工事を記載する場合、次のいずれかの資料を添付すること。					CORINS登録番号
①記載した工事の「現場代理人・主任(監理)技術者選任届」					
②記載した工事と配置予定技術者との技術的な関わりが判断できる資料(配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等)					
19. 配置予定技術者の工事成績評定点	工事名	工事番号	発注公所	完成年月日	従事役職
1. 次の資料を添付すること。				(例)監理技術者	工事成績評定点
①工事成績評定点通知書の写し及び当該工事に從事していたことを証明する書類					
20. 配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組	加盟している継続教育の団体名	推奨単位数	習得単位数	取得率(習得単位数1／推奨単位数)	
1. 次の資料を添付すること。					
①学習履歴を証明する証明書の写し					
21. 配置予定技術者の保有資格	評価対象資格	資格取得年月日			
1. 次の資料を添付すること。	(例)コンクリート診断士				
①当該配置予定技術者が保有する資格を証明する資料(資格証の写し等)					

※専任補助者を配置する場合、専任補助者の氏名を記載

(別記様式3-2)

22. 登録基幹技能者等の配置に係る申請書

	工事名:		
	企業名:		
22. 登録基幹技能者等の配置	配置の有無	配置予定資格	配置する作業内容 ※「本事費内訳書」、「工事費明細書」の 工種(細目)を記載
	有・無	○○技能士(○○作業)	○○工
<p>※ 1. 次の資料を添付すること。</p> <p>①当該工事の「本事費内訳書」、「工事費明細書」(設計図書の金抜き設計書)等の写し (受注者は、申告する登録基幹技能者等を配置する作業内容が確認できるよう、添付資料上に示すこと) (発注者は、申告された登録基幹技能者等が作業内容に適したものであるかを確認すること)</p> <p>※ 2. 契約後、以下の事項を施工計画書に記載すること。 登録基幹技能者の配置を申請する場合、配置する登録基幹技能者等の「種目および修了証番号」、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」。</p> <p>技能士等の配置を申請する場合、配置する技能士等の「職種、実技試験科目及び合格証書番号」又は「資格、講習等の名称」、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」。</p> <p>※ 3. 本項目を「登録基幹技能者等の配置有り」で申請し、当該工事を受注した場合、作業手順書、指示書、連絡調整文書、安全日誌、安全日報など、登録基幹技能者等が当該作業に従事していることが確認できる資料を監督員に提出しなければならない。</p>			

「簡易な施工計画書」

工事名:

企業名:

■対象テーマ

施工計画の内容

(留意事項)

- 入札者は、次の点に留意して記載すること。
 - ・提案された技術的所見は、総合評価の加点対象の有無に係わらず全て履行義務を伴うこと。
 - ・提案する技術的所見が共通仕様書等の範疇を越えることを明らかにすること。
 - ・あいまいな表現を避け、現地の環境条件を踏まえた具体的な技術的所見を提案すること。
 - ・設定したテーマに対する有効な技術的所見を評価するため、技術的所見の内容に応じて項目に分けて提案すること。
 - ・過大なコストをかけた技術的所見は評価の対象外となること。
 - ・提案した内容が有効であることを証明する資料を添付すること。

(注)計画は本様式1枚(A4)にまとめること。(文字のポイントは10ポイント以上)
対象課題を「工程管理」とする場合は、工程表(様式4-2)(A4)を使用のこと

(別記様式4-2)

簡易な施工計画書(工程表)

企
業
名

工技術的所見に係る

(別記様式5)

提出日:〇〇 年 月 日

「技術提案書」

工事名:

企業名:

担当者名:

TEL:

技術提案項目:〇〇〇〇

(留意事項)

- 入札者は、次の点に留意して記載すること。
 - ・提案された技術的所見は、総合評価の加点対象の有無に係わらず全て履行義務を伴うこと。
 - ・提案する技術的所見が共通仕様書等の範疇を越えることを明らかにすること。
 - ・あいまいな表現を避け、現地の環境条件を踏まえた具体的な技術的所見を提案すること。
 - ・設定したテーマに対する有効な技術的所見を評価するため、技術的所見の内容に応じて項目に分けて提案すること。
 - ・過大なコストをかけた技術的所見は評価の対象外となること。
 - ・提案した内容が有効であることを証明する資料を添付すること。

添付書類

- 1 〇〇〇〇
- 2 〇〇〇〇
- 3 〇〇〇〇

(別記様式 6-1)

文書番号

〇〇 年 月 日

契約者 住 所
商号又は名称
氏 名

契約担当者 〇〇地域振興局長

総合評価の履行義務項目等に係る不履行について（通知）

次の工事について、履行義務項目の履行状況を確認したところ、落札者の責に帰すべき事由により次の履行がなされていないことが判明したので通知します。

なお、入札公告文及び契約事項第42条の2第3項の規定に従い、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償の請求等措置を行うことができる旨申し添えます。

工事名	
工事番号	
工事場所	
契約金額	
契約年月日	〇〇 年 月 日
工期	自 〇〇 年 月 日 至 〇〇 年 月 日
履行義務項目	
履行状況	(確認日：〇〇 年 月 日)
履行率	% (減点 ○点)
その他	